

## 第 9 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種 別	専決処分 報告	決 算 認 定	予 算	条 例	その他	計
件 数	1	5	6	5	7	2 4

#### (2) 議案の名称

##### <専決処分報告>

報告第 3 号 専決処分について（令和 4 年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号））

##### <決算認定>

認定第 1 号 令和 3 年度尼崎市歳入歳出決算について

認定第 2 号 令和 3 年度尼崎市水道事業会計決算について

認定第 3 号 令和 3 年度尼崎市工業用水道事業会計決算について

認定第 4 号 令和 3 年度尼崎市下水道事業会計決算について

認定第 5 号 令和 3 年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について

##### <予算>

議案第 8 2 号 令和 4 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 8 3 号 令和 4 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）

議案第 8 4 号 令和 4 年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算（第 1 号）

議案第 8 5 号 令和 4 年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費補正予算（第 1 号）

議案第 8 6 号 令和 4 年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費補正予算（第 1 号）

議案第 8 7 号 令和 4 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）

##### <条例>

議案第 8 8 号 尼崎市職員の定年の引上げ等を実施するための関係条例の整備に関する条例について

議案第 8 9 号 尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9 0 号 尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例を廃止する条例

	について
議案第 9 1 号	尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例について
議案第 9 2 号	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
<その他>	
議案第 9 3 号	権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利）
議案第 9 4 号	令和 3 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第 9 5 号	令和 3 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第 9 6 号	令和 3 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第 9 7 号	令和 3 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第 9 8 号	土地の譲渡について
議案第 9 9 号	工事請負契約について（庄下川河川改修工事）

## 2 その他の報告

### (1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	4 件	1, 214, 729 円
その他の事故	2 件	25, 682 円

### (2) 尼崎市債権管理条例に基づき放棄した債権

### (3) 公益財団法人等の経営状況

### (4) 令和 3 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率

## 3 追加提出予定案件

### <人事>

- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦

第9回尼崎市議会定例会

# 議案説明資料



&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	専決処分報告	番 号	報告第3号	所 管	調整担当																
件 名	専決処分について（令和4年度尼崎市一般会計補正予算（第4号））																				
内 容																					
1	<p>専決理由</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、感染急拡大に伴い、医療提供体制・感染拡大防止対策に係る既存事業の予算を増額するにあたり、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもの。</p>																				
2	<p>専決処分日</p> <p>令和4年8月17日</p>																				
3	<p>補正予算の規模</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">214,877,498</td> <td style="text-align: center;">148,149</td> <td style="text-align: center;">215,025,647</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	214,877,498	148,149	215,025,647										
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																			
214,877,498	148,149	215,025,647																			
4	<p>歳入歳出補正予算額</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 入</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 出</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県支出金</td> <td style="text-align: center;">148,149</td> <td>衛生費</td> <td style="text-align: center;">148,149</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">148,149</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">148,149</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	県支出金	148,149	衛生費	148,149	合 計	148,149	合 計	148,149
歳 入		歳 出																			
款	補正予算額	款	補正予算額																		
県支出金	148,149	衛生費	148,149																		
合 計	148,149	合 計	148,149																		
5	<p>事業概要</p> <p>○ 衛生費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症対策事業費 <span style="float: right;">148,149千円</span>            感染者数の増加に伴い、自宅療養者への配食サービス及びパルスオキシメーター貸与に係る予算を増額する。</li> </ul>																				



&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	決算認定	番 号	認定第1号	所 管	財政課
件 名	令和3年度尼崎市歳入歳出決算について				
<b>内 容</b>					
概要 (単位：千円)					
区 分	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一 般 会 計	232,308,042	228,813,019	3,495,023	633,170	2,861,853
特 別 会 計	102,717,263	101,234,651	1,482,612	-	1,482,612
国民健康保険 事業費	48,457,974	48,226,822	231,152	-	231,152
地方卸売市場 事業費	406,578	281,739	124,839	-	124,839
育英事業費	62,496	62,496	-	-	-
公共用地 先行取得事業費	200,438	200,438	-	-	-
公害病認定患者 救済事業費	15,456	15,456	-	-	-
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	29,969	22,965	7,004	-	7,004
青少年健全育成 事業費	8,050	7,056	994	-	994
介護保険事業費	46,828,768	45,785,183	1,043,585	-	1,043,585
後期高齢者医療 事業費	6,707,534	6,632,496	75,038	-	75,038
合 計	335,025,305	330,047,670	4,977,635	633,170	4,344,465





&lt;令和4年9月定例会&gt;

種別	決算認定	番号	認定第2～5号	所管	財務課 ボートレース事業部 経営企画課	
件名	令和3年度尼崎市水道事業会計決算について 令和3年度尼崎市工業用水道事業会計決算について 令和3年度尼崎市下水道事業会計決算について 令和3年度尼崎市モーターボート競走事業会計決算について					
内 容						
概要 (単位：千円)						
区 分		水道事業	工業用水道事業	下水道事業	モーターボート競走事業	
収益的 収 支	経 常 損 益	収益	9,006,833	1,749,614	12,565,424	58,328,545
		費用	7,944,375	1,464,876	11,144,842	54,571,905
		差引 ①	1,062,458	284,738	1,420,582	3,756,640
支 出 （ 税 抜 ）	特 別 損 益	利益	16,336	278,093	25,290	-
		損失	4,155	-	2,433	-
		差引 ②	12,181	278,093	22,857	-
純利益 ①+②		1,074,639	562,831	1,443,439	3,756,640	
資 本 的 収 支	収 入		7,132	138,520	5,574,925	-
	支 出		2,488,935	361,790	9,200,251	2,052,807
	差 引 ③		△ 2,481,803	△ 223,270	△ 3,625,326	△ 2,052,807
補てん財源 ④		2,550,586	920,244	5,373,571	4,042,178	
資 金 収 支	年 間 ③+④		68,783	696,974	1,748,245	1,989,371
	累 計		7,875,919	7,755,770	14,004,749	9,267,179



&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第82号	所 管	各事業所管課																																																
件 名	令和4年度尼崎市一般会計補正予算(第5号)																																																				
<b>内 容</b>																																																					
1	<p>補正予算の内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、感染の急拡大に伴い、医療提供体制・感染拡大防止対策に係る既存事業の予算を増額するほか、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する市民・事業者への支援を行う。また、地域経済の活性化及び「新しい生活様式」に沿った行政サービスを推進するための事業を実施する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策以外の補正予算では、令和3年度一般会計及びモーターボート競走事業会計の決算に連動する各種予算を整理するほか、尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例の廃止により行政事務員に対し離職慰労金の支給を行うことに伴い補正を行う。</p> <p>各事業の概要等は別紙のとおり。</p>																																																				
2	<p>補正予算の規模</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">215,025,647</td> <td style="text-align: center;">8,543,343</td> <td style="text-align: center;">223,568,990</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	215,025,647	8,543,343	223,568,990																																										
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																																																			
215,025,647	8,543,343	223,568,990																																																			
3	<p>歳入歳出補正予算額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 入</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 出</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: center;">888,676</td> <td>議会費</td> <td style="text-align: center;">3,600</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td style="text-align: center;">1,786,481</td> <td>総務費</td> <td style="text-align: center;">6,641,021</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td style="text-align: center;">2,807,073</td> <td>民生費</td> <td style="text-align: center;">378,887</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td style="text-align: center;">3,061,113</td> <td>衛生費</td> <td style="text-align: center;">1,025,972</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>労働費</td> <td style="text-align: center;">2,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>農林水産業費</td> <td style="text-align: center;">8,370</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>商工費</td> <td style="text-align: center;">263,311</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>土木費</td> <td style="text-align: center;">3,077</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教育費</td> <td style="text-align: center;">217,105</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">8,543,343</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">8,543,343</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	国庫支出金	888,676	議会費	3,600	繰入金	1,786,481	総務費	6,641,021	繰越金	2,807,073	民生費	378,887	諸収入	3,061,113	衛生費	1,025,972			労働費	2,000			農林水産業費	8,370			商工費	263,311			土木費	3,077			教育費	217,105	合 計	8,543,343	合 計	8,543,343
歳 入		歳 出																																																			
款	補正予算額	款	補正予算額																																																		
国庫支出金	888,676	議会費	3,600																																																		
繰入金	1,786,481	総務費	6,641,021																																																		
繰越金	2,807,073	民生費	378,887																																																		
諸収入	3,061,113	衛生費	1,025,972																																																		
		労働費	2,000																																																		
		農林水産業費	8,370																																																		
		商工費	263,311																																																		
		土木費	3,077																																																		
		教育費	217,105																																																		
合 計	8,543,343	合 計	8,543,343																																																		

## 4 繰越明許費

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	生涯学習プラザ等整備事業	69,061
民生費	児童福祉費	公立保育所施設整備事業	31,109

## 5 債務負担行為

追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
市営住宅建替等事業	令和8年度	8,663,599

## 補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る補正予算	1,622,272 千円
(1) 医療提供体制・感染拡大防止対策の充実	1,083,756 千円
・ 濃厚接触者等在宅支援提供事業費	64,616 千円
介護及び障害福祉サービス等の利用者が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等や陽性者になった場合に、当該利用者に支援を行うサービス従事者へ支給する協力金に係る予算を増額する。	
・ 感染症対策事業費	915,603 千円
感染者数及びPCR等行政検査数が増加していることから、入院費用やPCR等行政検査の公費負担に係る予算を増額する。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向を迅速に察知し、集団感染への早期対応につなげるため、感染拡大リスクの高い居住系高齢者施設等の従事者に対するサーベイランス検査に係る予算を増額する。	
・ 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	103,537 千円
3回目接種を受けた18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を対象に、接種から5か月以上経過後に4回目接種を実施する。	
(2) 市民生活への支援の強化	242,083 千円
・ 公共交通事業者燃料価格高騰対策支援補助金	28,500 千円
市民生活を支える公共交通事業者に対し、燃料価格高騰相当分を補助する。	
<補助額>	
・ 路線バス : 市内走行距離に応じた燃料価格高騰相当額	
・ タクシー : 6,000 円/台	
<補助対象期間>	
令和4年2月1日から令和4年9月30日	
・ 物価高騰対策福祉施設等支援事業費	50,121 千円
介護施設及び障害福祉施設等の利用者への安定的なサービス提供に資するため、物価高騰の影響を受けた当該施設等に対して給付金を給付する。	
・ 教育・保育施設給食費負担軽減事業費	68,220 千円
これまで通りの栄養バランスのとれた給食が実施されるよう、法人保育施設・私立幼稚園等に対して物価高騰相当分を補助する。	
・ 公立保育所運営事業費	7,625 千円
これまで通りの栄養バランスのとれた給食を実施するため、公立保育所の物価高騰相当分を負担する。	
・ 給食物資調達関係事業費	87,617 千円
これまで通りの栄養バランスのとれた学校給食を実施するため、小中学校等の物価高騰相当分を負担する。	
(3) 地域経済の活性化・地域の元気づくり	270,034 千円
・ 都市農業活性化推進事業費	8,370 千円
公共施設に野菜の無人販売機を設置するほか、農業者に対して野菜の無人販売機購入費の一部を補助する。	

<p>&lt;補助率&gt; 1/2 (限度額 1,200 千円)</p> <p>&lt;補助対象期間&gt; 令和 4 年 10 月から令和 5 年 2 月</p> <p>・SDGs「あま咲きコイン」推進事業費 <span style="float:right">164,064 千円</span></p> <p>電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用したポイント還元事業の発行数拡大に伴い予算を増額する。</p> <p>&lt;チャージ時の還元率と事業期間&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アプリ型 : 20%還元 令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日</li> <li>・カード型 : 10%還元 令和 4 年 9 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日</li> </ul> <p>・コロナ対策信用保証料補助金関係事業費 <span style="float:right">86,923 千円</span></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者が兵庫県中小企業融資制度の利用に際し必要な信用保証料の一部を補助する。</p> <p>&lt;補助率&gt; 2/3 ※補助上限額なし</p> <p>&lt;補助対象期間&gt; 令和 4 年 10 月から令和 5 年 3 月</p> <p>・観光地域づくり推進事業費 <span style="float:right">10,677 千円</span></p> <p>歴史博物館が導入している音声ガイドシステムを拡張し、尼崎城、寺町等においても音声ガイドを導入するとともに、ガイドカードを発行する。</p>	
(4) 「新しい生活様式」に沿った行政サービスの推進 <span style="float:right">26,399 千円</span>	
<p>・歴史的公文書等管理・公開事業費 <span style="float:right">13,267 千円</span></p> <p>歴史博物館及び中央図書館に保管されている明治期から大正期にかけての歴史的公文書等をデジタル化するとともに簿冊目録を作成する。</p> <p>・MLA連携推進事業費 <span style="float:right">13,132 千円</span></p> <p>歴史博物館所蔵図書検索システムを図書館検索システムと一元化し、Web 上で公開することで、市民の利便性向上と学ぶ機会の充実を図る。</p>	

○ その他の補正予算 6,921,071 千円

(1) 職員給与費 会計年度任用職員 (行政事務員) <span style="float:right">300,400 千円</span>	
離職慰労金の支給を行う。	
(2) 財政調整基金積立金 <span style="float:right">1,433,835 千円</span>	
令和 3 年度決算剰余金の 2 分の 1 相当額及び令和 3 年度に積立ができなかったふるさと納税寄付金の積立を行う。	
(3) 減債基金積立金 <span style="float:right">353,779 千円</span>	
令和 3 年度に積立ができなかった不動産売払収入の積立を行う。	
(4) 公共施設整備保全基金積立金 <span style="float:right">3,366,549 千円</span>	
モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の増額分及び令和 3 年度に積立ができなかった不動産売払収入の積立を行う。	

(5) 暴力団排除活動支援基金積立金	158 千円
令和3年度に積立ができなかったふるさと納税寄付金の積立を行う。	
(6) 税外収入還付金	1,431,000 千円
過大交付され返還が必要となる国庫・県支出金等に係る予算を増額する。	
(7) 介護保険事業費会計繰出金	16,400 千円
離職慰労金の支給に伴い予算を増額する。	
(8) 国民健康保険事業費会計繰出金	14,800 千円
離職慰労金の支給に伴い予算を増額する。	
(9) 環境基金積立金	832 千円
令和3年度に積立ができなかったふるさと納税寄付金等の積立を行う。	
(10) 地方卸売市場事業費会計繰出金	1,200 千円
離職慰労金の支給に伴い予算を増額する。	
(11) SDGs地域活性化基金積立金	447 千円
令和3年度に積立ができなかったふるさと納税寄付金の積立を行う。	
(12) 緑化基金積立金	677 千円
令和3年度に積立ができなかったふるさと納税寄付金等の積立を行う。	
(13) 教育振興基金積立金	994 千円
令和3年度に積立ができなかったふるさと納税寄付金の積立を行う。	

## 費目別事業概要

**議会費** 3,600 千円

職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 3,600 千円  
離職慰労金の支給を行う。

**総務費** 6,641,021 千円

職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 27,200 千円  
離職慰労金の支給を行う。

財政調整基金積立金 1,433,835 千円  
令和3年度決算剰余金の2分の1相当額及び令和3年度に積立ができなかったふるさと納税寄付金の積立を行う。

減債基金積立金 353,779 千円  
令和3年度に積立ができなかった不動産売払収入の積立を行う。

<b>公共施設整備保全基金積立金</b>	3,366,549 千円
<p>モーターボート競走事業会計における未処分利益剰余金の処分に伴う収益事業収入の増額分及び令和3年度に積立ができなかった不動産売払収入の積立を行う。</p>	
<b>公共交通事業者燃料価格高騰対策支援補助金</b>	28,500 千円
<p>市民生活を支える公共交通事業者に対し、燃料価格高騰相当分を補助する。</p>	
<b>暴力団排除活動支援基金積立金</b>	158 千円
<p>令和3年度に積立ができなかったふるさと納税寄付金の積立を行う。</p>	
<b>税外収入還付金</b>	1,431,000 千円
<p>過大交付され返還が必要となる国庫・県支出金等に係る予算を増額する。</p>	
<b>民生費</b>	<b>378,887 千円</b>
<b>職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員）</b>	176,800 千円
<p>離職慰労金の支給を行う。</p>	
<b>介護保険事業費会計繰出金</b>	16,400 千円
<p>離職慰労金の支給に伴い予算を増額する。</p>	
<b>国民健康保険事業費会計繰出金</b>	14,800 千円
<p>離職慰労金の支給に伴い予算を増額する。</p>	
<b>物価高騰対策福祉施設等支援事業費（障害福祉）</b>	10,373 千円
<p>障害福祉施設等の利用者への安定的なサービス提供に資するため、物価高騰の影響を受けた当該施設等に対して給付金を給付する。</p>	
<b>濃厚接触者等在宅支援提供事業費（障害福祉）</b>	8,096 千円
<p>障害福祉サービスの利用者が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等や陽性者になった場合に、当該利用者に支援を行うサービス従事者へ支給する協力金に係る予算を増額する。</p>	



<b>物価高騰対策福祉施設等支援事業費（介護）</b>	36,642 千円
介護施設等の利用者への安定的なサービス提供に資するため、物価高騰の影響を受けた当該施設等に対して給付金を給付する。	
<b>濃厚接触者等在宅支援提供事業費（介護）</b>	56,520 千円
介護サービスの利用者が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等や陽性者になった場合に、当該利用者に支援を行うサービス従事者へ支給する協力金に係る予算を増額する。	
<b>物価高騰対策福祉施設等支援事業費（障害福祉（児））</b>	3,106 千円
障害福祉（児）施設等の利用者への安定的なサービス提供に資するため、物価高騰の影響を受けた当該施設等に対して給付金を給付する。	
<b>教育・保育施設給食費負担軽減事業費</b>	48,525 千円
これまで通りの栄養バランスのとれた給食が実施されるよう、法人保育施設等に対して物価高騰相当分を補助する。	
<b>公立保育所運営事業費</b>	7,625 千円
これまで通りの栄養バランスのとれた給食を実施するため、公立保育所の物価高騰相当分を負担する。	
<b>衛生費</b>	<b>1,025,972 千円</b>
<b>職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員）</b>	6,000 千円
離職慰労金の支給を行う。	
<b>感染症対策事業費</b>	915,603 千円
感染者数及び PCR 等行政検査数が増加していることから、入院費用や PCR 等行政検査の公費負担に係る予算を増額する。また、居住系高齢者施設等の従事者に対するサーベイランス検査に係る予算を増額する。	
<b>新型コロナウイルスワクチン接種事業費</b>	103,537 千円
3 回目接種を受けた 18 歳以上 60 歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を対象に、接種から 5 か月以上経過後に 4 回目接種を実施する。	
<b>環境基金積立金</b>	832 千円
令和 3 年度に積立ができなかったふるさと納税寄付金等の積立を行う。	

<b>労働費</b>	<b>2,000 千円</b>
職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 離職慰労金の支給を行う。	2,000 千円
<b>農林水産業費</b>	<b>8,370 千円</b>
都市農業活性化推進事業費 公共施設に野菜の無人販売機を設置するほか、農業者に対して野菜の無人販売機購入費の一部を補助する。	8,370 千円
<b>商工費</b>	<b>263,311 千円</b>
地方卸売市場事業費会計繰出金 離職慰労金の支給に伴い予算を増額する。	1,200 千円
SDGs「あま咲きコイン」推進事業費 電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用したポイント還元事業の発行数拡大に伴い予算を増額する。	164,064 千円
SDGs地域活性化基金積立金 令和3年度に積立ができなかったふるさと納税寄付金の積立を行う。	447 千円
コロナ対策信用保証料補助金関係事業費 市内事業者が兵庫県中小企業融資制度の利用に際し必要な信用保証料の一部を補助する。	86,923 千円
観光地域づくり推進事業費 歴史博物館が導入している音声ガイドシステムを拡張し、尼崎城、寺町等においても音声ガイドを導入するとともに、ガイドカードを発行する。	10,677 千円
<b>土木費</b>	<b>3,077 千円</b>
職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員） 離職慰労金の支給を行う。	2,400 千円
緑化基金積立金 令和3年度に積立ができなかったふるさと納税寄付金等の積立を行う。	677 千円

<b>教育費</b>	<b>217,105 千円</b>
<b>職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員）</b> 離職慰労金の支給を行う。	82,400 千円
<b>教育・保育施設給食費負担軽減事業費</b> これまで通りの栄養バランスのとれた給食が実施されるよう、私立幼稚園等に対して物価高騰相当分を補助する。	19,695 千円
<b>教育振興基金積立金</b> 令和3年度に積立ができなかったふるさと納税寄付金の積立を行う。	994 千円
<b>歴史的公文書等管理・公開事業費</b> 歴史博物館及び中央図書館に保管されている明治期から大正期にかけての歴史的公文書等をデジタル化するとともに簿冊目録を作成する。	13,267 千円
<b>M L A 連携推進事業費</b> 歴史博物館所蔵図書検索システムを図書館検索システムと一元化し、Web 上で公開することで、市民の利便性向上と学ぶ機会の充実を図る。	13,132 千円
<b>給食物資調達関係事業費</b> これまで通りの栄養バランスのとれた学校給食を実施するため、小中学校等の物価高騰相当分を負担する。	87,617 千円



&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第83号	所 管	国保年金課
件 名	令和4年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位:千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	47,872,451	14,800	47,887,251		
2	歳入歳出補正予算額 (単位:千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰入金	14,800	総務費	14,800	
	合 計	14,800	合 計	14,800	
3	補正予算の内容				
	(1) 総務費				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員給与費 会計年度任用職員(行政事務員) 14,800千円 離職慰労金の支給を行う。</li> </ul>				



&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第84号	所 管	地方卸売市場
件 名	令和4年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算(第1号)				
内 容					
1	補正予算の規模				
	(単位:千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	356,628	1,200	357,828		
2	歳入歳出補正予算額				
	(単位:千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰入金	1,200	地方市場費	1,200	
	合 計	1,200	合 計	1,200	
3	補正予算の内容				
	(1) 地方市場費				
	・ 職員給与費 会計年度任用職員(行政事務員)		1,200千円		
	離職慰労金の支給を行う。				





&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第85号	所 管	疾病対策課
件 名	令和4年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費補正予算 (第1号)				
内 容					
1	補正予算の規模				
	(単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	21,392	1,600	22,992		
2	歳入歳出補正予算額				
	(単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰入金	1,600	公害救済事業費	1,600	
	合 計	1,600	合 計	1,600	
3	補正予算の内容				
	(1) 公害救済事業費				
	・ 職員給与費 会計年度任用職員 (行政事務員)		1,600千円		
	離職慰労金の支給を行う。				



&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第86号	所 管	こども青少年課
件 名	令和4年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費補正予算(第1号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位:千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	8,930	995	9,925		
2	歳入歳出補正予算額 (単位:千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰越金	995	基金積立金	995	
	合 計	995	合 計	995	
3	補正予算の内容				
	(1) 基金積立金				
	・ 青少年健全育成基金積立金				995千円
	令和3年度に積立ができなかったふるさと納税寄付金の積立を行う。				



&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第87号	所 管	介護保険事業担当
件 名	令和4年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算 (第1号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	47,318,459	16,400	47,334,859		
2	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰入金	16,400	総務費	16,400	
	合 計	16,400	合 計	16,400	
3	補正予算の内容				
	(1) 総務費				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員給与費 会計年度任用職員 (行政事務員) 16,400千円 離職慰労金の支給を行う。</li> </ul>				



&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第88号	所 管	給与課ほか各人事給与制度所管課
件 名	尼崎市職員の定年の引上げ等を実施するための関係条例の整備に関する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうことを目的として、国家公務員において定年が引き上げられる。地方公務員においても同様の措置を講ずるため、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が制定されたことから、関係条例において国家公務員に準じた所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改廃の対象となる条例</p> <p>(1) 尼崎市職員退職手当支給条例</p> <p>(2) 尼崎市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例</p> <p>(3) 尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p>(4) 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(5) 尼崎市職員の給与に関する条例</p> <p>(6) 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例</p> <p>(7) 尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例</p> <p>(8) 尼崎市職員の定年等に関する条例</p> <p>(9) 尼崎市職員で外国の地方公共団体の機関等に派遣されるものの処遇等に関する条例</p> <p>(10) 尼崎市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(11) 尼崎市職員の再任用に関する条例（廃止）</p> <p>(12) 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例</p> <p>(13) 尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(14) 尼崎市職員の修学部分休業に関する条例</p> <p>(15) 尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 定年の引上げに伴う改正</p> <p>ア 定年の段階的引上げ</p> <p>現行60歳の定年について、次のとおり段階的に引き上げて65歳とする。ただし、現行において定年を65歳としている医療職給料表適用者については、引き続き65歳とする。</p>					

現行	R5～R6	R7～R8	R9～R10	R11～R12	R13～
60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

イ 現行の再任用制度の廃止

定年の引上げに併せて、現行の再任用制度を廃止する。ただし、段階的引上期間中は、経過措置として現行と同様の制度を暫定再任用制度として存置する。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入に伴う改正

医療職給料表適用者を除く管理職手当支給対象職員については、管理監督職勤務上限年齢（60歳）到達後最初の4月1日に、管理監督職以外の職に降格する。ただし、当該降格により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。

(3) 60歳に達した職員の給与の取扱いに係る改正

ア 給料月額

当分の間、医療職給料表適用者等を除き、職員の給料月額については、職員が60歳到達後の最初の4月1日以後、その者に適用される給料表の等級及び号給に応じた額に7割を乗じて得た額とする。

また、役職定年制により降格した職員については、当分の間、降格前の給料月額の7割水準となるよう、降格前の給料月額の7割と降格後の給料月額の7割の差額相当額を給料として支給する。

イ 退職手当

60歳に達した日以後に、非違によることなく退職した者については、当分の間、定年を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

(4) 定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う改正

60歳到達後、引上げ後の定年到達までの間、一旦退職し、現行の再任用短時間勤務制度と同様の勤務条件の下で、短時間勤務を可能とする定年前再任用短時間勤務制度を導入する。

(5) 情報提供・意思確認制度の新設に伴う改正

次年度に60歳に達する職員に対し、60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容など必要な情報を提供するとともに、職員が60歳に達する日の翌日以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(6) その他の改正

高齢者部分休業制度の導入に伴う規定整備や、地方公務員法改正に伴う所要の整備を行う。

4 施行期日

令和5年4月1日



尼崎市職員退職手当支給条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(適用の範囲等)</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員（市長が別に定める者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合には、この条例の定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し、退職手当を支給する。ただし、次のいずれかに該当する者には、第2条から第4条の3まで、第5条から第5条の5まで並びに第7条及び第7条の2の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は、支給しない。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) 常時勤務に服することを要しない者</p> <p>(2) 略</p> <p>(定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)</p> <p>第4条の3 第3条第1項第4号又は第4条第1項（第1号及び第5号を除く。）の規定に該当する者のうち、定年に達する日以後の最初の3月31日の1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上の年齢（以下「早期退職対象年齢」という。）であるものに対する第3条第1項、第4条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(一般の退職手当の額の特例)</p> <p>第5条の5</p> <p>2 前項の基本給月額、尼崎市職員の給与に</p>	<p>(適用の範囲等)</p> <p>第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員（市長が別に定める者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合には、この条例の定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し、退職手当を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、第2条から第4条の3まで、第5条から第5条の5まで並びに第7条及び第7条の2の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）は、支給しない。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者</u></p> <p>(2) <u>常時勤務に服することを要しない者（前号に該当する者を除く。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)</p> <p>第4条の3 第3条第1項第4号又は第4条第1項（第1号及び第5号を除く。）の規定に該当する者のうち、定年に達する日以後の最初の3月31日の1年前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上の年齢（以下「早期退職対象年齢」という。）であるものに対する第3条第1項、第4条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(一般の退職手当の額の特例)</p> <p>第5条の5</p> <p>2 前項の基本給月額、尼崎市職員の給与に</p>

関する条例(昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)にあっては同条例に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員にあっては一般職の職員の基本給月額に準じて市長が別に定める額とする。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

#### 第12条の3 略

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒処分としての免職の処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認めるとき。

(退職をした者の退職手当の返納)

#### 第12条の4 略

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受け

関する条例(昭和32年尼崎市条例第24号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)にあっては同条例に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員にあっては一般職の職員の基本給月額に準じて市長が別に定める額とする。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

#### 第12条の3 略

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒処分としての免職の処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認めるとき。

(退職をした者の退職手当の返納)

#### 第12条の4 略

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

<p>たとき。</p> <p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第12条の6</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第12条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第12条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたことを</p>	<p>(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第12条の6</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第12条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第12条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等</p>
--	--

理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

附 則

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第2条から第4条の3まで又は附則第8項から第13項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第5条の5第1項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第2条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第4条の2及び附則第11項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第4条又は附則第9項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 当分の間、第3条第1項及び第2項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「附則第8項において準用する前項」と読み替えるとともに、第2条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条（附則第8項において同条第1項を準用する場合を含む。）」とする。

の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

附 則

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第2条から第4条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第5条の5第1項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第2条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第4条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第4条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

9 当分の間、第4条第1項及び第2項の規定は、25年以上の期間勤続した者で60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「附則第9項において準用する前項」と読み替えるとともに、第2条の規定の適用については、同条第1項中「第4条」とあるのは、「第4条（附則第9項において同条第1項を準用する場合を含む。）」とする。

10 前2項の規定は、給与条例第3条第1項第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

11 給与条例付則第40項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

12 当分の間、第3条第1項第4号又は第4条第1項第3号、第6号若しくは第7号に掲げる者に対する第4条の3及び第5条の3の規定の適用については、第4条の3中「定年に」とあるのは「定年（附則第10項に規定する職員以外の職員（以下「旧定年60歳職員」という。）にあつては、60歳）に」と、「20年を減じた年齢」とあるのは「15年を減じた年齢（旧定年60歳職員にあつては、45歳）」と、同条の表第3条第1項及び第4条第1項の項、第4条の2第1項第1号の項及び第4条の2第1項第2号の項並びに第5条の3の表第5条の項、第5条の2第1号の項及び第5条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年（旧定年60歳職員にあつては、60歳）」とする。

13 当分の間、第4条第1項第2号又は第4号に掲げる者に対する第4条の3の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは

<p><u>「定年（附則第10項に規定する職員以外の職員（以下「旧定年60歳職員」という。）にあつては、60歳）に」と、「20年を減じた年齢」とあるのは「15年を減じた年齢（旧定年60歳職員にあつては、45歳）」とする。</u></p> <p><u>14 市長が別に定める場合を除き、給与条例付則第42項（給与条例付則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第44項又は第45項の規定（以下この項において「調整額規定」という。）により給料を支給されたことがある者に対して支給するこの条例の規定による退職手当の額の計算に係る給料月額には、当該調整額規定により支給された給料を含むものとする。</u></p> <p><u>15 略</u></p>	<p><u>8 略</u></p>
--	-------------------

尼崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の月額</u>（法第22条の2第1項第1号に該当する職員にあっては、給料に相当する報酬の額）の10分の1に相当する額以下の額を減ずるものとする。  <u>この場合において、当該額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に該当する職員にあっては、給料に相当する報酬の額）の10分の1に相当する額以下の額を減ずるものとする。</p>

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条</p> <p>3 <u>尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年尼崎市条例第3号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>5 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については必要に応じ、その育児短時間勤務の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において勤務を要しない日を設けることができる。</p> <p>6 任命権者は、市規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員についてはその育児短時間勤務の内容に従い、1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(非常勤の職員の勤務条件)</p> <p>第21条 非常勤の職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下同じ。）の勤務時間その他の勤務条件については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質、勤務の形態、非常勤の職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して、市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して定める。</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条</p> <p>3 <u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>5 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については必要に応じ、その育児短時間勤務の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、<u>再任用短時間勤務職員</u>については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において勤務を要しない日を設けることができる。</p> <p>6 任命権者は、市規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員についてはその育児短時間勤務の内容に従い、1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で<u>再任用短時間勤務職員</u>については1週間ごとの期間について1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(非常勤の職員の勤務条件)</p> <p>第21条 非常勤の職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下同じ。）の勤務時間その他の勤務条件については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質、勤務の形態、非常勤の職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して、市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して定める。</p>



尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第4条関係）

改正後	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 常勤の企業職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める企業職員（以下これらの企業職員を「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第13条 略</p> <p><u>(5) 高齢者部分休業（職員が、管理者が別に定める年齢に達した日以後の日から当該職員に係る定年退職日（尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年尼崎市条例第3号。以下「定年等条例」という。）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間内において、1日の勤務時間の一部（管理者が別に定める時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）の承認</u></p> <p><u>(6) 略</u> (定年前再任用短時間勤務職員)についての適用除外)</p> <p>第14条の3 第4条、第4条の3及び第12条の規定は、<u>定年等条例第13条又は第14条第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 常勤の企業職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める企業職員（以下これらの企業職員を「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第13条 略</p> <p><u>(5) 略</u> (再任用職員)についての適用除外)</p> <p>第14条の3 第4条、第4条の3及び第12条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>

尼崎市職員の給与に関する条例（第5条関係）

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員で常勤のもの及び短時間勤務の職（<u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。</u>）を占めるもの（以下「職員」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(初任給)</p> <p>第4条 新たに給料表の適用を受ける職員（<u>尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年尼崎市条例第3号。以下「定年等条例」という。）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。</u>次条から第9条までにおいて同じ。）となった者の号給は、市規則で定める初任給基準に従い決定する。</p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</u></p> <p>第9条の2 <u>定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち当該定年前再任用短時間勤務職員の等級に応じた額に、尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号。以下「勤務条件条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。</u></p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員で常勤のもの及び短時間勤務の職（<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。</u>）を占めるもの（以下「職員」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(初任給)</p> <p>第4条 新たに給料表の適用を受ける職員（<u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を除く。</u>次条から第9条までにおいて同じ。）となった者の号給は、市規則で定める初任給基準に従い決定する。</p> <p><u>(再任用職員の給料)</u></p> <p>第9条の2 <u>再任用職員の給料月額は、当該再任用職員に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、当該再任用職員の等級に応じた額とする。</u></p> <p>2 <u>職員（短時間勤務の職を占める者に限る。以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号。以下「勤務条件条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100</u></p>

(扶養手当)

第12条 扶養親族のある職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）には、扶養手当を支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして市規則で定めるもの（以下「8級職員」という。）に対しては、支給しない。

(住居手当)

第12条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）に支給する。

(通勤手当)

第12条の4

2 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、当該アからスまでに定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(超過勤務手当)

第15条

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用について

円に切り上げる。)とする。

(扶養手当)

第12条 扶養親族のある職員（再任用職員を除く。次項、第3項及び第5項から第7項まで並びに第12条の3第1項及び第2項において同じ。）には、扶養手当を支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級がこれに相当するものとして市規則で定めるもの（以下「8級職員」という。）に対しては、支給しない。

(住居手当)

第12条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

(通勤手当)

第12条の4

2 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、当該アからスまでに定める額（再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(超過勤務手当)

第15条

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同

は、同項中「当該時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(期末手当及び勤勉手当)

#### 第21条

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

#### 6 略

(1) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の第2項の期末手当基礎額に相当する額（以下「期末手当基礎額相当額」という。）に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の期末手当基礎額相当額に100分の45を乗じて得た額の総額

(教員特別手当)

第21条の4 教育職員（教育職給料表(二)の適用を受ける職員にあつては、市長の承認を得て教育委員会が指定する者に限る。）には、月額8,200円を超えない範囲内で、等級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、等級）の別に応じて、市長の承認を得て教育委員会規則で定める額の教育特別手当を支給する。

#### 付 則

40 当分の間、職員の給料月額は、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第42項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の等級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があると

項中「当該時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(期末手当及び勤勉手当)

#### 第21条

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

#### 6 略

(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の第2項の期末手当基礎額に相当する額（以下「期末手当基礎額相当額」という。）に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の期末手当基礎額相当額に100分の45を乗じて得た額の総額

(教員特別手当)

第21条の4 教育職員（教育職給料表(二)の適用を受ける職員にあつては、市長の承認を得て教育委員会が指定する者に限る。）には、月額8,200円を超えない範囲内で、等級及び号給（再任用職員にあつては、等級）の別に応じて、市長の承認を得て教育委員会規則で定める額の教育特別手当を支給する。

#### 付 則

きはこれを100円に切り上げる。)とする。

4.1 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する職員には、適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律又はその委任を受けた条例の規定により任期を定めて採用される職員

(2) 医療職給料表の適用を受ける職員

(3) 定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年等条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(4) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(法第28条の2第1項に規定する異動期間をいい、定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職(法第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。)を占める職員

4.2 当分の間、他の職への降任等(法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をいう。以下この項において同じ。)をされた職員でその他の職への降任等をされた日(以下この項及び付則第44項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、付則第40項の規定により特定日に当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が、異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が別に定める職員を除く。)には、特定日以後、当該特定日給料月額のほか、当該基礎給料月額と当該特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

4.3 前項の規定により算定される給料の額と

当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の等級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「除く」とあるのは「除く。以下この項において同じ」と、「基礎給料月額と当該特定日給料月額」とあるのは「職員の等級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

4 4 当分の間、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第40項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第42項に規定する職員を除く。）で、同項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項から付則第47項までにおいて同じ。）の規定により給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、付則第42項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

4 5 当分の間、付則第42項又は前項の規定により給料を支給される職員以外の職員で付則第40項の規定の適用を受けるものうち、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、付則第42項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

4 6 市長が別に定める場合を除き、付則第42項又は前2項の規定により給料を支給される場合においては、第11条第2項、第12条の2第2項、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第18条並びに第21条第4項、第5項（同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項に規定する給料月額には、その支給される給料を含むものとする。

4 7 付則第40項から前項までに規定するもののほか、付則第40項の規定による給料月

額の決定、付則第42項の規定による給料の支給その他付則第40項から前項までの規定の施行について必要な事項は、市長が定める。

(地域手当の月額の特例)

#### 48 略

(住居手当の特例)

49 当分の間、尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年尼崎市条例第3号）の施行の日（同日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において「新規採用職員」という。）にあつては、その新たに給料表の適用を受けることとなった日。次項において「基準日」という。）以後に本市外から本市内への転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下「市内転入」という。）をした職員で次のいずれかに該当するもののうち、当該市内転入の日の前日までの1年間引き続き本市外に在住していた職員（市規則で定める職員を除く。）には、月額10,000円（第2号に掲げる職員が支払っている家賃の額が、第12条の3第2項第1号に定める額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に10,000円を加えた額に満たないときは、10,000円からその満たない額を減じて得た額）を住居手当として支給する。

#### 50 略

51 付則第49項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。付則第53項において同じ。）の規定による住居手当（以下この項から付則第54項までにおいて「住居手当」という。）の支給を受けることができる期間は、初めて住居手当の支給を受けた日の属する月から起算して36月を経過する月までとする。

#### 52 略

53 既に住居手当の支給を受けたことがある

(地域手当の月額の特例)

#### 40 略

(住居手当の特例)

41 当分の間、尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年尼崎市条例第3号）の施行の日（同日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員（再任用職員を除く。次項において「新規採用職員」という。）にあつては、その新たに給料表の適用を受けることとなった日。次項において「基準日」という。）以後に本市外から本市内への転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下「市内転入」という。）をした職員で次のいずれかに該当するもののうち、当該市内転入の日の前日までの1年間引き続き本市外に在住していた職員（市規則で定める職員を除く。）には、月額10,000円（第2号に掲げる職員が支払っている家賃の額が、第12条の3第2項第1号に定める額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に10,000円を加えた額に満たないときは、10,000円からその満たない額を減じて得た額）を住居手当として支給する。

#### 42 略

43 付則第41項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。付則第45項において同じ。）の規定による住居手当（以下この項から付則第46項までにおいて「住居手当」という。）の支給を受けることができる期間は、初めて住居手当の支給を受けた日の属する月から起算して36月を経過する月までとする。

#### 44 略

45 既に住居手当の支給を受けたことがある

職員で、付則第51項に規定する期間（前項の規定による延長後の期間を含む。）を経過しているものについては、付則第49項の規定は、適用しない。

54 付則第49項から前項までに規定するもののほか、住居手当の支給について必要な事項は、市規則で定める。

55～69 略

別表第1

行政職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用									
短時間勤務職員									
職員以外の職員									
定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間勤務職員									
職員									

備考 略

別表第2

教育職給料表

ア 教育職給料表(-)

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用						
短時間勤務職員						
職員以外の職員						
定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間勤務職員						
職員						

職員で、付則第43項に規定する期間（前項の規定による延長後の期間を含む。）を経過しているものについては、付則第41項の規定は、適用しない。

46 付則第41項から前項までに規定するもののほか、住居手当の支給について必要な事項は、市規則で定める。

47～61 略

別表第1

行政職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員									
職員以外の職員									
再任用職員									
職員									

備考 略

別表第2

教育職給料表

ア 教育職給料表(-)

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員						
職員以外の職員						
再任用職員						
職員						

備考

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その等級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した



備考

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その等級が4級である職員の給料月額及び基準給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	等級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

備考

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額及び基準給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3

消防職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

額とする。

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	等級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員				
再任用職員				

備考

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その等級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3

消防職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員							
再任用職員							

備考 略

備考 略

別表第3の2

医療職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員					
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

備考 略

別表第3の2

医療職給料表

職員の区分	等級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員					
再任用職員					

備考 略

尼崎市教育職員の退職手当に関する条例（第6条関係）

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>市の職員</u>のうち教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用又は準用を受ける者で、常時勤務に服することを要するもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者及び同法第2条に規定する者を除く。以下「教育職員」という。）の退職手当について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。）又は死亡によらず、かつ、第8条第7項の規定による認定（次条第1項第4号、第5条第1項第3号及び第7号並びに第8条第2項第2号及び第4項第2号において「早期退職認定」という。）を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u>第28条第1項（第4号を除く。）の規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、当該自己都合等退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)</p> <p>第5条の3 第4条第1項第4号又は第5条第</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>本市職員</u>のうち教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用又は準用を受ける者で、常時勤務に服することを要するもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者及び同法第2条に規定する者<u>並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u>第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。以下「教育職員」という。）の退職手当について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。）又は死亡によらず、かつ、第8条第7項の規定による認定（次条第1項第4号、第5条第1項第3号及び第7号並びに第8条第2項第2号及び第4項第2号において「早期退職認定」という。）を受けないで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、<u>地方公務員法第28条第1項（第4号を除く。）</u>の規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、当該自己都合等退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例)</p> <p>第5条の3 第4条第1項第4号又は第5条第</p>

1 項（第 1 号及び第 5 号を除く。）の規定に該当する者のうち、定年に達する日以後の最初の 3 月 31 日の 1 年前までに退職した者であって、その勤続期間が 20 年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から 20 年 を減じた年齢以上の年齢（以下「早期退職対象年齢」という。）であるものに対する第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び前条第 1 項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（一般の退職手当の額の特例）

#### 第 6 条の 5

2 前項の基本給月額、尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年尼崎市条例第 24 号。以下「給与条例」という。）に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

#### 第 12 条の 3 略

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教育職員として引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒処分としての免職の処分（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 教育委員会が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務教育職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教育職員として引き続いた

1 項（第 1 号及び第 5 号を除く。）の規定に該当する者のうち、定年に達する日以後の最初の 3 月 31 日の 1 年前までに退職した者であって、その勤続期間が 20 年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から 15 年 を減じた年齢以上の年齢（以下「早期退職対象年齢」という。）であるものに対する第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項及び前条第 1 項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（一般の退職手当の額の特例）

#### 第 6 条の 5

2 前項の基本給月額、尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年尼崎市条例第 24 号）に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

#### 第 12 条の 3 略

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教育職員として引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒処分としての免職の処分（以下「再任用教育職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 教育委員会が、当該退職をした者（再任用教育職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教育職員として引き続いた在職期間中に懲戒

<p>在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第12条の4 略</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教育職員として引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務教育職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 教育委員会が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務教育職員に対する免職処分の対象となる教育職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教育職員として引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p>	<p>免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第12条の4 略</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教育職員として引き続いた在職期間中の行為に関し再任用教育職員に対する免職処分を受けたとき。</p> <p>(3) 教育委員会が、当該退職をした者(再任用教育職員に対する免職処分の対象となる教育職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教育職員として引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。</p>
<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第12条の6</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第12条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、教育委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の</p>	<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第12条の6</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第12条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、教育委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の</p>

額の算定の基礎となる教育職員として引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務教育職員に対する免職処分を受けた場合において、第12条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、教育委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務教育職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

付 則

- 6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで又は付則第11項から第15項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに付則第6項」とする。
- 7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び付則第13項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は付則第12項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として付則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 11 当分の間、第4条第1項及び第2項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で60歳に達した日以後その者の非違によ

額の算定の基礎となる教育職員として引き続いた在職期間中の行為に関し再任用教育職員に対する免職処分を受けた場合において、第12条の4第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、教育委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用教育職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

付 則

- 6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに付則第6項」とする。
- 7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として付則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。

ることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「付則第11項において準用する前項」と読み替えるとともに、第3条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条（付則第11項において同条第1項を準用する場合を含む。）」とする。

12 当分の間、第5条第1項及び第2項の規定は、25年以上の期間勤続した者で60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「付則第12項において準用する前項」と読み替えるとともに、第3条の規定の適用については、同条第1項中「第5条」とあるのは、「第5条（付則第12項において同条第1項を準用する場合を含む。）」とする。

13 給与条例付則第40項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

14 当分の間、第4条第1項第4号又は第5条第1項第3号、第6号若しくは第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に」とあるのは「60歳に」と、「退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢」とあるのは「45歳」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「定年」とあるのは「60歳」とする。

15 当分の間、第5条第1項第2号又は第4号に掲げる者に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「60歳に」と、「退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢」とあるのは「45歳」とする。

16 教育委員会が市長と協議して別に定める場合を除き、給与条例付則第42項（給与条例付則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第44項又は第45項の規定（以下この項において「調整額規定」という。）により給料を支給されたことがある者に対して支給するこの条例の規定による退職手当の額の計算に係る給料月額には、当該調整額規定により支給された給料を含むものとする。

17 略

11 略



尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（第7条関係）

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員のうち、教育公務員特例法の適用又は準用を受ける者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者及び同法第2条に規定する者を除く。）で、常勤のもの又は地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。</p> <p>（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）</p> <p>第4条 前条第1項の規定による教職調整額の支給を受ける教育職員に係る次の各号に掲げる条例及びこれらの条例に基づく市規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は給料又は給与とみなし、当該教職調整額の金額は給料の月額又は給料月額に含むものとする。</p> <p>(1) 給与条例（第12条の2、第13条の2、第13条の3、第18条第1項（第6号及び第7号に掲げる条例に係る部分に限る。）、第21条及び第22条の3の規定に限る。）</p> <p><u>(7) 尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年尼崎市条例第 号）</u></p> <p>（正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p>第5条 第3条第1項の規定による教職調整額の支給を受ける教育職員については、正規の勤務時間（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号）第2条第1項に規定する勤務時間（同条第2項に規定する育児短時間勤務職員に該当する教育職員にあっては同項の規定により定められた勤務時間、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員に該当する教育職員にあっては同項の規定により定めら</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員のうち、教育公務員特例法の適用又は準用を受ける者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する者及び同法第2条に規定する者を除く。）で、常勤のもの又は地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。</p> <p>（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）</p> <p>第4条 前条第1項の規定による教職調整額の支給を受ける教育職員に係る次の各号に掲げる条例及びこれらの条例に基づく市規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は給料又は給与とみなし、当該教職調整額の金額は給料の月額又は給料月額に含むものとする。</p> <p>(1) 給与条例（第12条の2、第13条の2、第13条の3、第18条第1項（第6号に掲げる条例に係る部分に限る。）、第21条及び第22条の3の規定に限る。）</p> <p>（正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p>第5条 第3条第1項の規定による教職調整額の支給を受ける教育職員については、正規の勤務時間（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号）第2条第1項に規定する勤務時間（同条第2項に規定する育児短時間勤務職員に該当する教育職員にあっては同項の規定により定められた勤務時間、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員に該当する教育職員にあっては同項の規定により定められた勤</p>

<p>れた勤務時間)をいう。以下この項において同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等(給与条例第16条第2項の規定により休日給が支給される日をいう。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。</p> <p>付 則</p> <p><u>(教職調整額の金額の特例)</u></p> <p><u>6 給与条例付則第42項(給与条例付則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第44項又は第45項の規定により給料を支給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と給与条例付則第42項(給与条例付則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第44項又は第45項の規定により給料として支給される額との合計額」とする。</u></p>	<p>務時間)をいう。以下この項において同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等(給与条例第16条第2項の規定により休日給が支給される日をいう。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。</p> <p>付 則</p>
--	---

尼崎市職員の定年等に関する条例（第8条関係）

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項、第22条の5第1項、第28条の2第1項、第2項及び第4項、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項、第28条の7並びに附則第21項及び第23項の規定に基づき、<u>法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員（臨時的に任用される職員その他の法律又はその委任を受けた条例の規定により任期を定めて任用される職員及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）</u>の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号に掲げる事由があると認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。</u>ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（法第28条の2第1項に規定する異動期間をいう。以下同じ。）<u>（第9条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）</u>を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（法第28条の2第1項</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員</u>の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。ただし、<u>尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員</u>の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号の<u>一に該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>

に規定する管理監督職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を除く。）の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内でこれらの期限を延長することができる。ただし、その延長後の期限は、その職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、その職員の同意を得なければならない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員又は第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、これらの職員の同意を得て、これらの期限を繰り上げるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。）第11条第1項に規定する管理監督職員（給与条例第3条第1項第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員を除く。）又は尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年尼崎市条例第16号）第3条の2に規定する管理監督職員が占める職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢（以下「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に規定するもののほか、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) その職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力（法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力をいう。以

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期限を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

下同じ。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) その職員<sup>1</sup>の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき職員について、次の各号に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職員の職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員<sup>1</sup>の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職員の職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員<sup>1</sup>の他の職への降任等により生ずる欠員を容易

に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職員の職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間（以下「1項等延長期間」という。）を含む。以下この項において同じ。）が延長された管理監督職を占める職員について前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、その延長後の異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該延長後の異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該延長後の異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長された後の異動期間の末日は、当該管理監督職に係る異動期間（1項等延長期間を除く。）の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき職員（特定管理監督職群（法第28条の5第3項に規定する特定管理監督職群をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員に限る。）（以下この項において「他の職への降任等をすべき管理監督職員」という。）について、その占める管理監督職が属する特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該他の職への降任等をすべき管理

監督職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該他の職への降任等をすべき管理監督職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該他の職への降任等をすべき管理監督職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該他の職への降任等をすべき管理監督職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（1項等延長期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定によりその延長された異動期間（1項等延長期間を含む。）を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（第1項から前項まで又はこの項の規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの延長後の異動期間（第11条の規定により異動期間の期限を繰り上げたときは、その繰り上げ後の期限までの異動期間）（以下この項において「延長後の異動期間」という。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該延長後の異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該延長後の異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項



までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第12条において同じ。）を延長する場合及び前条第3項の規定により他の管理監督職に降任し、又は転任する場合には、あらかじめ、これらの措置を受ける職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（1項等延長期間を含む。以下この条において同じ。）を延長した場合において、その延長後の異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該延長後の異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第12条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、その延長後の異動期間の末日の到来前に当該延長の事由が消滅したときは、当該異動期間に係る管理監督職を占める職員について、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第13条 任命権者は、職員であった者で年齢60年に達した日以後に退職したもの（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者が、当該年齢60年以上退職者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のを占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第14条 任命権者は、前条の規定によるほか、市が組織する地方公共団体の組合（地方自治

法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。）を年齢60年に達した日以後に退職した者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前条ただし書の規定は、前項の規定により採用する場合について準用する。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

付 則

（定年に関する経過措置）

6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

7 前項の規定は、尼崎市職員の定年の引上げ等を実施するための関係条例の整備に関する条例（令和4年尼崎市条例第 号）第8条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員については、適用しない。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

8 当分の間、任命権者は、職員（前項に規定する職員を除く。以下この項において「対象職員」という。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「対象年度」という。）（対象年度に職員でなかつ

付 則

た者その他対象年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない対象職員として任命権者が別に定める対象職員にあつては、任命権者が別に定める年度)において、当該対象職員に対し、当該対象職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

尼崎市職員で外国の地方公共団体の機関等に派遣されるものの処遇等に関する条例（第9条関係）

改正後	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>市</u>と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次の各号に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律又はその委任を受けた条例の規定により任期を定めて任用される職員</p> <p>(4) 尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年尼崎市条例第3号。以下「定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員</p> <p>(5) <u>定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間をいい、定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同法第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。）を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>本市</u>と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次の各号に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律の規定により任期を定めて任用される職員</p> <p>(4) 尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年尼崎市条例第3号）<u>第4条</u>の規定により<u>引き続いて勤務</u>している職員</p> <p>(5) 略</p>

尼崎市職員の育児休業等に関する条例（第10条関係）

改正後	現 行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(2) 尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年尼崎市条例第3号。<u>以下「定年等条例」という。</u>）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員</p> <p>(3) <u>定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間をいい、定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同法第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。）を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員（会計年度任用職員に該当する職員及び定年前再任用短時間勤務職員（<u>定年等条例第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。</u>）を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その任命権者は、別に定めるところにより、当該育児休業をした期間に100分の100以下の換算率を乗じて得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後において最初に職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>第2条第1号から第3号までに掲げる職員とする。</u></p> <p>(育児短時間勤務職員の給与の取扱い)</p> <p>第13条 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(2) 尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年尼崎市条例第3号）第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続いて勤務している職員</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第7条 育児休業をした職員（会計年度任用職員に該当する職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その任命権者は、別に定めるところにより、当該育児休業をした期間に100分の100以下の換算率を乗じて得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後において最初に職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 法第10条第1項の条例で定める職員は、<u>第2条第1号及び第2号</u>に掲げる職員とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員の給与の取扱い)</p> <p>第13条 略</p>

2 育児短時間勤務職員については、給与条例第12条の4第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「尼崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年尼崎市条例第17号）第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（部分休業をすることができない職員）

第15条 略

(1) 定年前再任用短時間勤務職員

（部分休業の承認等）

第16条 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、特定非常勤職員以外の職員にあっては1日を通じて2時間（勤務条件条例第13条の規定により育児時間を与えられる場合、勤務条件条例第20条の規定により介護時間を与えられる場合又は地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業を若しくは同法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をする場合は、2時間から、その与えられる育児時間若しくは介護時間の時間又は当該修学部分休業若しくは当該高齢者部分休業の時間の合計時間（当該合計時間が2時間を超えるときは、2時間）を減じて得た時間）を超えない範囲内で、特定非常勤職員にあっては1日を通じてその職務の性質、勤務の形態、特定非常勤職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して任命権者が別に定める時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 育児短時間勤務職員に対する給与条例第12条の4第2項第2号の規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「尼崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年尼崎市条例第17号）第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員」とする。

（部分休業をすることができない職員）

第15条 略

(1) 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員

（部分休業の承認等）

第16条 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、特定非常勤職員以外の職員にあっては1日を通じて2時間（勤務条件条例第13条の規定により育児時間を与えられている職員、勤務条件条例第20条の規定により介護時間を与えられている職員又は尼崎市職員の修学部分休業に関する条例（平成31年尼崎市条例第6号）第2条第1項の規定による修学部分休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）の承認を受けている職員については、2時間からその与えられている育児時間若しくは介護時間の時間又は当該承認に係る修学部分休業の時間（育児時間及び介護時間を与えられている場合、育児時間若しくは介護時間を与えられ、かつ、当該承認を受けている場合又は育児時間及び介護時間を与えられ、かつ、当該承認を受けている場合は、それぞれこれらの時間の合計時間（当該合計時間が2時間を超えるときは、2時間）を減じて得た時間）を超えない範囲内で、特定非常勤職員にあっては1日を通じてその職務の性質、勤務の形態、特定非常勤職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して任命権者が別に定める時間を超えない範囲

<p>付 則  <u>(給与条例付則第40項等の適用を受ける育児短時間勤務職員の給料月額の特例)</u></p> <p>7 <u>給与条例付則第40項又は第42項(給与条例付則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第44項若しくは第45項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員に係る第13条第1項の規定の適用については、同項中「までの規定」とあるのは「までの規定及び付則第40項の規定」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額(給与条例付則第42項(給与条例付則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第44項又は第45項の規定により給料として支給される額を含む。)</u>に」とする。</p>	<p>内で、30分を単位として行うものとする。</p> <p>付 則  (育児短時間勤務職員の給料月額の特例)</p> <p>7 <u>給与条例付則第33項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員に係る第13条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額に」とあるのは、「給料月額に100分の98.5を乗じて得た額に」とする。</u></p>
---	---

## 尼崎市職員の再任用に関する条例（第11条関係）

### 現 行

（この条例の趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、同条第2項及び第3項（これらの規定を法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号。付則第2項において「改正法」という。）附則第5条及び第6条の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年退職者に準ずる者）

第2条 法第28条の4第1項の条例で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（同号に掲げる者を除く。）

（任期の更新）

第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（任期の末日）

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が65歳に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。



尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（第12条関係）

改正後	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律又はその委任を受けた条例の規定により任期を定めて任用される職員</p> <p>(4) 尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年尼崎市条例第3号。以下「定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員</p> <p>(5) 定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間をいい、定年等条例第9条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同法第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。）を占める職員</p> <p>(6) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(4) 尼崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年尼崎市条例第3号）第4条の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>(5) 略</p>

尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（第13条関係）

改正後	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 技能労務職員（非常勤の技能労務職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める技能労務職員を除く。以下「特定非常勤技能労務職員」という。）を除く。次条において同じ。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 技能労務職員（非常勤の技能労務職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める技能労務職員を除く。以下「特定非常勤技能労務職員」という。）を除く。次条において同じ。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p>

尼崎市職員の修学部分休業に関する条例（第14条関係）

改正後	現 行
<p>(修学部分休業の承認)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項の規定による承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号）第20条の規定により介護時間を<u>与えられる場合又は法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業をする場合は、2時間から、その与えられる介護時間の時間又は当該高齢者部分休業若しくは当該部分休業の時間の合計時間を減じて得た時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</u></p>	<p>(修学部分休業の承認)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項の規定による承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号）第20条の規定により介護時間を<u>与えられている職員又は尼崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年尼崎市条例第17号）第16条第1項の規定による部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認を受けている職員については、2時間からその与えられている介護時間の時間又は当該承認に係る部分休業の時間（介護時間を与えられ、かつ、当該承認を受けている場合は、これらの時間の合計時間（当該合計時間が2時間を超えるときは、2時間））を減じて得た時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</u></p>

尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第15条関係）

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項ただし書及び第5項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員で非常勤のもの（法第22条の2第1項第2号に該当する職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項ただし書及び第5項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員で非常勤のもの（法第22条の2第1項第2号に該当する者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。</p>

&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第89号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について				
<b>内 容</b>					
<p>1 改正理由</p> <p>働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進めることを目的として、国家公務員において育児休業の取得要件の緩和等を行うため、国家公務員の育児休業等に関する法律等が改正される。地方公務員においても同様の措置を講ずるため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されることから、国家公務員に準じた所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和</p> <p>非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、現行では「子が1歳6か月に達する日まで」に任期が満了すること及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでないこととしている点について、子の出生後8週間以内に育児休業を取得する場合に限り、当該要件の期間を「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」に改める。</p> <p>(2) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化</p> <p>非常勤職員の子が1歳以降の育児休業を取得することができる時期は、現行、子の1歳到達日の翌日に限っているが、子が1歳以上1歳6か月未満（さらに必要と認める場合は1歳6か月以上2歳未満）の期間の途中からの取得も可能とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和4年10月1日</p>					

尼崎市職員の育児休業等に関する条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項（<u>第2号を除く。</u>）、第3条第2項、第5条第2項（第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第10条第1項（<u>第1号から第4号までを除く。</u>）及び第2項（第11条第2項において第10条第2項を準用する場合を含む。）並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員をいう。以下同じ。）の育児休業等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>ア その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）に係る1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間を経過する日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4に規定する場合に該当する場合にあつては当該子に係る2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員（勤務日の日数を考慮して任命権者が別に定める非常勤職員に限る。）</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。）、第7条、第10条第1項及び第2項（第11条第2項において第10条第2項を準用する場合を含む。）並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員をいう。以下同じ。）の育児休業等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>ア その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4に規定する場合に該当する場合にあつては、2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員（勤務日の日数を考慮して任命権者が別に定める非常勤職員に限る。）</p>

<p>イ その養育する子に係る1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日。以下イにおいて同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子に係る1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>（法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 略</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子に係る1歳到達日</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が、当該非常勤職員が養育する子に係る1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日が、当該子に係る1歳到達日の翌日</p>	<p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をする非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p>（法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 略</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子が1歳に達する日（以下この条において「1歳到達日」という。）</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が、当該非常勤職員が養育する子に係る1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日が、当該子に係る1歳到達日の翌日</p>
--	---

後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子に係る1歳2か月に達する日(当該日が、当該育児休業の期間の初日から起算して、育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子に係る1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数及び当該子について育児休業をした日数を合計した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合で第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が別に定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子に係る1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子に係る1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場

後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が、当該育児休業の期間の初日から起算して、育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子に係る1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数及び当該子について育児休業をした日数を合計した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子に係る1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあつては、当該末日(当該育児休業の期間の末日と当該地方等育児休業の期間の末日とが異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子に係る1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で、次のいずれにも該当するとき 当該子に係る1歳6か月到達日



合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日（当該育児休業の期間の末日と当該地方等育児休業の期間の末日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子に係る1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子に係る1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子に係る1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子に係る1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子に係る1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日）において地方等育児休業をしている場合

イ 略

（法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子

を養育する非常勤職員が次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条に規定する場合に該当して育児休業をしている場合で次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が別に定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子に係る1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条に規定する場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) 略

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子に係る1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当して育児休業をしたことがない場合

## 第2条の5 削除

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

（削る）

を養育するため、非常勤職員が当該子に係る1歳6か月到達日の翌日（当該子に係る1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で、次のいずれにも該当するときとする。

(1)・(2) 略

（法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の5 法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

(5) 育児休業（この号に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものの以外のもので、育児休業により当該子を養育するための計画の内容が記載された書類を添えて任命権者にその承認の請求がなされたものに限る。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと。

(5) 略

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合又は前条に規定する場合に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

(法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

#### 第8条

3 育児休業をした職員が当該育児休業をした期間（当該育児休業に係る子に係る1歳到達日の属する月までの期間に限る。）についての職員退職手当条例第10条第4項及び教育職員退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、これらの規定中「2分の1」とあるのは、「3分の1」とする。

(6) 略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

#### 第8条

3 育児休業をした職員が当該育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての職員退職手当条例第10条第4項及び教育職員退職手当条例第7条第4項の規定の適用については、これらの規定中「2分の1」とあるのは、「3分の1」とする。



&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第90号	所 管	給与課
件 名	尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例を廃止する条例について				
内 容					
1	<p>廃止理由</p> <p>会計年度任用職員のうち本条例により規定する非常勤行政事務員に対して離職慰労金制度を設けているところであるが、常勤職員の定年の引上げ及び非常勤行政事務員の任用上限年齢を撤廃したことを踏まえ、離職慰労金制度を廃止するため、本条例を廃止するもの。</p>				
2	<p>施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>				
3	<p>経過措置について</p> <p>本条例では、引き続き在職する者を離職慰労金の支給対象としていないが、本条例の廃止に伴い、施行期日において引き続き在職する者については、施行期日の前日をもって離職慰労金の支給対象とし、当該日までの勤続期間により算定される離職慰労金を支給するものとする。</p>				

## 尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例

### 現 行

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に該当する市の職員で、勤務時間が1週間当たり30時間以上であるものその他市規則で定めるもの（以下「非常勤職員」という。）に対する離職慰労金の支給について必要な事項を定めるものとする。

(離職慰労金の支給要件)

第2条 市長は、非常勤職員のうち勤続期間が6年以上のもの（市規則で定める非常勤職員を除く。）が次の各号に掲げる事由のいずれかにより離職したときは、別に定める場合を除き、その者（第2号に掲げる事由による離職の場合にあっては、その者の遺族）に対し、離職慰労金を支給するものとする。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て、任命権者の承認があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 任用期間が満了したとき。
- (4) 制度の改廃又は事業の縮小により廃職又は過員が生じたとき。
- (5) その他市規則で定める事由に該当するとき。

(離職慰労金の支払)

第3条 離職慰労金は、非常勤職員が離職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、前条第2号に掲げる事由により離職した者に対する離職慰労金の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(離職慰労金の額)

第4条 離職慰労金の額は、別表の左欄に掲げる勤続期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(勤続期間の計算)

第5条 離職慰労金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、非常勤職員として引き続いた在職期間による。

- 2 前項の在職期間は、非常勤職員となった日の属する月から離職した日の属する月までの月数とする。
- 3 非常勤職員が第2条各号に掲げる事由のいずれかにより離職した場合において、その者が離職した日又はその翌日に再び非常勤職員となったときその他市規則で定める事由に該当するときは、その者は、前項の規定による在職期間の算定に当たり、引き続いて在職したものとみなす。ただし、市規則で定める場合は、この限りでない。
- 4 在職期間のうち市規則で定める事由により、その月の全日数にわたって勤務しなかった月が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を、前各項の規定により算定した在职期間から除算するものとする。
- 5 前各項の規定により算定した在职期間に1年未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てる。

(遺族の範囲及び順位等)

第6条 非常勤職員が第2条第2号に掲げる事由により離職した場合におけるその遺族への離職慰労金の支給については、尼崎市職員退職手当支給条例（昭和24年尼崎市条例第37号。以下「退職手当条例」という。）第1条第1項本文並びに第1条の2第1項から第3項まで及び第5項の規定を準用する。この場合において、退職手当条例第1条第1項本文の規定中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員」とあるのは「尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例（平成21年尼崎市条例第30号）第1条に規定する非常勤職員」と、「職員」とあるのは「非常勤職員」と、「退職した」とあるのは「離職した」と、「退職の」とあるのは「離職の」と、「退職手当」とあるのは「離職慰労金」と、退職手当条例第1条の2第1項各号中「職員」とあるのは「非常勤職員」と、同条第2項及び第3項中「退職手当」とあるのは「離職慰労金」と、同条第5項第1号中「職員」とあるのは「非常勤職員」と、同項第2号中「職員」とあるのは「非常勤職員」と、「退職手当」とあるのは「離職慰労金」と読み替えるものとする。

(離職慰労金の支給の制限)

第7条 市長は、離職した非常勤職員のうち、離職慰労金を全額支給することが社会通念上適切でないことと認められる事由で市規則で定めるものに該当する者に対しては、支給する離職慰労金を減額し、又は離職慰労金を支給しないことができる。

2 市長は、非常勤職員が第2条各号に掲げる事由のいずれかにより離職した場合において、その者が離職した日又はその翌日に再び非常勤職員となったときは、その離職については、離職慰労金を支給しないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、離職慰労金の支給の制限については、尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成22年尼崎市条例第3号）による改正前の退職手当条例（以下「改正前の退職手当条例」という。）第12条の3第1項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）並びに退職手当条例第12条の2第2項（第2号を除く。）、第4項、第5項（第2号を除く。）、第7項及び第10項の規定を準用する。この場合において、改正前の退職手当条例第12条の3第1項中「職員」とあるのは「尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例（平成21年尼崎市条例第30号）第1条に規定する非常勤職員」と、「退職した」とあるのは「離職した」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、「退職した」とあるのは「離職した」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、退職手当条例第12条の2第2項各号列記以外の部分中「退職を」とあるのは「離職を」と、「当該退職」とあるのは「当該離職」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、「次のいずれか」とあるのは「第1号」と、「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、同項第1号中「退職を」とあるのは「離職を」と、「当該退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、同条第4項中「前各項」とあるのは「第2項（第2号を除く。以下同じ。）」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、同条第5項中「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、「第1項又は第2項」とあるのは「第2項」と、「次の各号」とあるのは「第1号又は第3号」と、「がそ

の者の基礎在職期間中」とあるのは「がその者の在職期間中」と、同項第3号中「基礎在職期間中」とあるのは「在職期間中」と、同条第7項中「前2項」とあるのは「第5項（第2号を除く。）」と、「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、「一般の退職手当等」とあるのは「離職慰労金」と、同条第10項中「前条第2項及び第3項」とあるのは「退職手当条例第12条第2項及び第3項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、退職手当条例第12条第2項中「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と、「前項」とあるのは「退職手当条例第12条の2第2項（第2号を除く。）及び第5項（第2号を除く。）」と、同条第3項中「退職手当管理機関」とあるのは「市長」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

(離職慰労金の返納)

第8条 市長は、第2条各号に掲げる事由のいずれかにより離職した非常勤職員に対し離職慰労金を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該離職慰労金の額に相当する額の全額を返納させることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、離職慰労金の支給について必要な事項は、市規則で定める。



&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第91号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の高齢者部分休業に関する条例について				
<b>内 容</b>					
<p>1 制定理由</p> <p>今般の職員の定年引上げを受けて、高齢期職員に多様な働き方の選択肢を示す観点から、地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業制度を導入するための条例を制定するもの。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 高齢者部分休業の承認（第2条）</p> <p>55歳以上の職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、1日のうち2時間の範囲内で休業をすることを承認することができる。</p> <p>(2) 高齢者部分休業中の給与の取扱い（第5条）</p> <p>高齢者部分休業の承認を受けた職員について、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与の額に相当する額を減額した給与を支給する。</p> <p>(3) 高齢者部分休業をした職員の退職手当の取扱い（第6条）</p> <p>高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を、退職手当に係る在職期間から除算する。</p> <p>(4) 高齢者部分休業の承認の取消し（第7条）</p> <p>高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合において、当該職員の同意を得たときは、承認を取り消すことができる。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>					



&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第92号	所 管	住宅政策課、建築指導課、 開発指導課
件 名	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の制定に伴い、長期優良住宅の認定制度について、これまでの新築又は増改築の前にあらかじめ建築等計画に係る認定を受ける仕組みに加え、新築又は増改築を伴わない住宅についても、事後的に維持保全計画に係る認定を受けられる制度が新設されたことから、所要の整備を行うもの。</p> <p>また、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準等の改正に伴い、共同住宅の低炭素認定申請の単位について、これまで「住戸部分を含む建築物全体」又は「住戸部分のみ」の単位であったところ、「住戸部分のみ」の単位が廃止されることから、所要の整備を行うもの。</p> <p>併せて、第2条各号で定める手数料を徴収する事務及び手数料の額について、建築物の面積等の区分に応じて異なる手数料を設定していることや、法改正に伴う手数料の種類が年々増加していることを踏まえ、表を用いた形式に改めるもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 長期優良住宅について、維持保全計画に係る認定申請に対する審査に係る事務を手数料の対象とし、その額は増改築の建築等計画に係る認定申請に対する審査に係る事務の額と同額とする。</p> <p>(2) 共同住宅の低炭素認定申請のうち、「住戸部分のみ」が対象となる設計住宅性能評価書の写しを添付する場合の認定申請に対する審査に係る手数料の規定を削除する。</p> <p>(3) 第2条各号で定める手数料を徴収する事務及び手数料の額について、表形式に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和4年10月1日</p>					

## 尼崎市建築物等関係事務手数料条例

### 改正後

(手数料を徴収する事務及び手数料の額)

第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく事務で別表第1に掲げるもの  
同表に定める額
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定に基づく事務で別表第2に掲げるもの 同表に定める額
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）の規定に基づく事務で別表第3に掲げるもの 同表に定める額
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の規定に基づく事務で別表第4に掲げるもの 同表に定める額
- (5) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の規定に基づく事務で別表第5に掲げるもの 同表に定める額
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の規定に基づく事務で別表第6に掲げるもの 同表に定める額
- (7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定に基づく事務で別表第7に掲げるもの 同表に定める額
- (8) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）又は都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）の規定に基づく事務で別表第8に掲げるもの 同表に定める額
- (9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）の規定に基づく事務で別表第9に掲げるもの 同表に定める額
- (10) 尼崎市屋外広告物条例（平成20年尼崎市条例第47号）の規定に基づく事務で別表第10に掲げるもの 同表に定める額

(手数料の徴収時期)

第4条 手数料は、別表第1から別表第10までに掲げる事務のいずれかに掲げる事務の請求又は通知があった際、その請求者又は通知者から徴収する。ただし、市長が別に定めるときは、この限りでない。

(手数料を徴収しない場合)

第6条 国、地方公共団体その他規則で定める者から別表第2から別表第4まで、別表第7（第5項及び第8項を除く。）及び別表第10に掲げる事務の請求があったときは、その手数料を徴収しない。

別表第1

- 1 建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通

知に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 床面積の合計が 30 平方メートル以下のもの	11,000 円
(2) 床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以下のもの	19,000 円
(3) 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	31,000 円
(4) 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	43,000 円
(5) 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	68,000 円
(6) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	93,000 円
(7) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	221,000 円
(8) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	338,000 円
(9) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	609,000 円
<p>摘要 床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。</p> <p>ア 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。) その建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積が増加する部分にあっては、その増加する部分の床面積)</p> <p>ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(エに掲げる場合を除く。) その建築物の移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p>	

- 2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)	
(1) 建築設備を設置する場合(次号に該当する場合を除く。)	ア 小荷物専用昇降機	10,000 円
	イ 小荷物専用昇降機以外のもの	16,000 円
(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	ア 小荷物専用昇降機	5,000 円
	イ 小荷物専用昇降機以外のもの	9,000 円

- 3 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画の通知に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)

(1) 工作物を築造する場合（次号に該当する場合を除く。）	12,000 円
(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	7,000 円

4 法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了の検査（次項に該当するものを除く。） 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)	
	A 中間検査を受けたもの	B Aに掲げるもの以外のもの
(1) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの	13,000 円	14,000 円
(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	17,000 円	18,000 円
(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	21,000 円	22,000 円
(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	29,000 円	30,000 円
(5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	45,000 円	47,000 円
(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	61,000 円	64,000 円
(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	147,000 円	157,000 円
(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	232,000 円	242,000 円
(9) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	437,000 円	457,000 円
<p>摘要 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあってはその建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあってはその建築物の移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p>		

備考 「中間検査」とは、第8項に規定する中間検査をいう。

5 法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この表において「省エネ判定」という。）を受けた部分を含むものに限る。）に関する完了の検査前項の表に定める額に次表に定める額を加えて得た額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 省エネ判定を受けた部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	17,000 円
(2) 省エネ判定を受けた部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000 円
(3) 省エネ判定を受けた部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	85,000 円
(4) 省エネ判定を受けた部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	134,000 円
(5) 省エネ判定を受けた部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000 円
(6) 省エネ判定を受けた部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	211,000 円

(7) 省エネ判定を受けた部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	296,000 円
6 法第 87 条の 4 において準用する法第 7 条第 4 項又は第 18 条第 17 項の規定に基づく建築設備に関する完了の検査 次表に定める額	
	金額 (1 件につき)
(1) 小荷物専用昇降機	11,000 円
(2) 小荷物専用昇降機以外のもの	19,000 円
7 法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する法第 7 条第 4 項又は第 18 条第 17 項の規定に基づく工作物に関する完了の検査 1 件につき 12,000 円	
8 法第 7 条の 3 第 4 項又は第 18 条第 20 項の規定に基づく特定工程に係る建築物に関する検査 (以下この表において「中間検査」という。) 次表に定める額	
	金額 (1 件につき)
(1) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 30 平方メートル以下のもの	12,000 円
(2) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以下のもの	16,000 円
(3) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	19,000 円
(4) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	25,000 円
(5) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	40,000 円
(6) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	53,000 円
(7) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	120,000 円
(8) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	190,000 円
(9) 中間検査を行う部分の床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの	380,000 円
9 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 18 条第 24 項第 1 号若しくは第 2 号 (これらの規定を法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。) の規定に基づく検査済証交付前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査 1 件につき 120,000 円	
10 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定又は当該指定の変更若しくは廃止の申請に対する審査 1 件につき 50,000 円	
11 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に係る建築物の建築の認定の申請に対する審査 1 件につき 27,000 円	
12 法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に係る建築物の建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 33,000 円	
13 法第 44 条第 1 項第 2 号の規定に基づく道路内における公益上必要な建築物の建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 33,000 円	
14 法第 44 条第 1 項第 3 号の規定に基づく道路の上空又は路面下に設ける建築物の建築の認	

- 定の申請に対する審査 1件につき27,000円
- 15 法第44条第1項第4号の規定に基づく道路内における公共用歩廊等の建築の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 16 法第47条ただし書の規定に基づく壁面線外における建築の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 17 法第48条第1項から第14項までのただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域等における建築物の建築等の許可の申請に対する審査 1件につき180,000円
- 18 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 19 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 20 法第53条第4項、第5項又は第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき33,000円
- 21 法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の最低限度に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 22 法第55条第2項の規定に基づく第1種低層住居専用地域等における建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円
- 23 法第55条第3項各号の規定に基づくその敷地の周囲に空地を有する建築物等の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 24 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく日影による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 25 法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円
- 26 法第59条第1項第3号又は第4項の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、壁面の位置又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 27 法第59条の2第1項の規定に基づくその敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 28 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく都市再生特別地区における公益上必要な建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 29 法第68条の3第1項から第3項までの規定に基づく再開発等促進区等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円
- 30 法第68条の3第4項の規定に基づく再開発等促進区等における建築物の各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円
- 31 法第68条の4の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の容積率に関する特例



の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円

32 法第68条の5の3第2項の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円

33 法第68条の5の5の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円

34 法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域内における建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円

35 法第68条の7第5項の規定に基づく地区計画等の区域内における予定道路に係る建築物の容積率の特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円

36 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1件につき120,000円

37 法第85条第7項の規定に基づく1年を超えて使用する仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円

38 法第86条第1項の規定に基づく一団地内の1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物の数が1又は2である場合	78,000円
(2) 建築物の数が3以上である場合	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

39 法第86条第2項の規定に基づく一定の一団の土地の区域内の複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（既存建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	78,000円
(2) 建築物の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

40 法第86条第3項の規定に基づく一団地内の1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物の数が1又は2である場合	220,000円
(2) 建築物の数が3以上である場合	220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

41 法第86条第4項の規定に基づく一定の一団の土地の区域内の複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 建築物（既存建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	220,000円
(2) 建築物の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えて得た額

4 2 法第 8 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査

次表に定める額

区 分	金 額 (1 件につき)
(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。次号において同じ。）の数が 1 である場合	78,000 円
(2) 建築物の数が 2 以上である場合	78,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加えて得た額

4 3 法第 8 6 条の 2 第 2 項の規定に基づく公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1 件につき)
(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。次号において同じ。）の数が 1 である場合	220,000 円
(2) 建築物の数が 2 以上である場合	220,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加えて得た額

4 4 法第 8 6 条の 2 第 3 項の規定に基づく公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査

次表に定める額

区 分	金 額 (1 件につき)
(1) 建築物（一敷地内許可建築物を除く。次号において同じ。）の数が 1 である場合	220,000 円
(2) 建築物の数が 2 以上である場合	220,000 円に 1 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加えて得た額

4 5 法第 8 6 条の 5 第 1 項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査 1 件につき 6, 4 0 0 円に現に存する建築物の数に 1 2, 0 0 0 円を乗じて得た額を加えて得た額

4 6 法第 8 6 条の 6 第 2 項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づき建築する建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1 件につき 2 7, 0 0 0 円

4 7 法第 8 6 条の 8 第 1 項若しくは第 8 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく全体計画の認定又は法第 8 6 条の 8 第 3 項（法第 8 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1 件につき 2 7, 0 0 0 円

4 8 法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査 1 件につき 1 2 0, 0 0 0 円

4 9 法第 8 7 条の 3 第 7 項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査 1 件につき 1 6 0, 0 0 0 円

別表第2

1 租税特別措置法（以下この表において「法」という。）第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イの規定に基づく一団の宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 1件につき86,000円

2 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イの規定に基づく一団の宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のもの	86,000円
(2) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	130,000円
(3) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	190,000円
(4) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	260,000円
(5) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	390,000円
(6) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	510,000円
(7) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	660,000円
(8) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上のもの	870,000円

3 法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロの規定に基づく住宅の新築等が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 住宅等の床面積の合計が100平方メートル以下のもの	6,200円
(2) 住宅等の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	8,600円
(3) 住宅等の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	13,000円
(4) 住宅等の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	35,000円
(5) 住宅等の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	43,000円
(6) 住宅等の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	58,000円（申請に係る住宅等の敷地の用に供される土地の面積の合計が1,000平方メートル未満であるものにあつては、43,000円）

4 租税特別措置法施行令（以下この表において「政令」という。）第20条の2第14項又は第38条の4第24項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき31,000円

5 政令第25条の4第2項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき32,000円

6 政令第25条の4第17項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査 1件につき24,000円

別表第3

1 都市計画法（以下この表において「法」という。）第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査 次表の左欄に掲げる開発区域の面積の区分及び同表の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる額

区 分	金 額 (1件につき)		
	A 主として自己居住目的で行う場合	B 主として自己業務目的で行う場合	C A又はBに掲げる場合以外の場合
(1) 面積が0.1ヘクタール未満のもの	8,600円	13,000円	86,000円
(2) 面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	22,000円	30,000円	130,000円
(3) 面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	43,000円	65,000円	190,000円
(4) 面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	86,000円	120,000円	260,000円
(5) 面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	130,000円	200,000円	390,000円
(6) 面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	170,000円	270,000円	510,000円
(7) 面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	220,000円	340,000円	660,000円
(8) 面積が10ヘクタール以上のもの	300,000円	480,000円	870,000円

備考

- 1 「自己居住目的」とは、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的をいう。
  - 2 「自己業務目的」とは、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的をいう。
- 2 法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請に対する審査 次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（開発行為の変更が当該区分のうち2以上に該当するときは、その該当する区分に応じた同欄に掲げる額の合計額（その額が870,000円を超えるときは、870,000円））

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 開発行為に関する設計の変更（次号のみに該当する変更を除く。）	前項に定める額（次号に該当する変更を伴う場合にあっては同項の表の左欄に掲げる変更前の開発区域の面積の区分及び同表の右欄に掲げる区分に応じそれぞれ同欄に掲げる額、開発区域の縮小を伴う場合にあっては同表の左欄に掲げる縮小後の開発区域の面積の区分及び同表の右欄に掲げる区分に応じそれぞれ同欄に掲げる額）に10分の1を乗じて得た額
(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する事項の変更	前項の表の左欄に掲げる新たに開発区域に編入される土地の面積の区分及び同表の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる額
(3) 前2号に該当する変更以外の変更	10,000円

3 法第37条第1号の規定に基づく完了公告（法第36条第3項の規定による公告をいう。以下この表において同じ。）前の建築等の承認の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)		
	A 主として自己居住目的で行う場合	B 主として自己業務目的で行う場合	C A又はBに掲げる場合以外の場合
(1) 完了公告に係る開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1,000円	1,500円	9,700円
(2) 完了公告に係る開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	2,500円	3,400円	14,500円
(3) 完了公告に係る開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	4,900円	7,300円	21,800円
(4) 完了公告に係る開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	9,700円	13,600円	29,000円
(5) 完了公告に係る開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの	14,500円	22,300円	43,500円
(6) 完了公告に係る開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの	19,400円	30,000円	57,100円
(7) 完了公告に係る開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	24,200円	37,700円	73,500円
(8) 完了公告に係る開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	33,900円	53,200円	97,600円

備考

- 1 「自己居住目的」とは、第1項の表備考1に規定する自己居住目的をいう。
- 2 「自己業務目的」とは、第1項の表備考2に規定する自己業務目的をいう。

4 法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域の定められていない土地の区域における建築物の建蔽率、高さ、壁面の位置等に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき46,000円

5 法第42条第1項ただし書の規定に基づく開発区域内における予定建築物等以外の建築物の新築等の許可の申請に対する審査 1件につき26,000円

6 法第43条第1項の規定に基づく市街化調整区域における開発区域以外の区域内における建築物の新築等の許可の申請に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 敷地の面積が0.1ヘクタール未満のもの	6,900円
(2) 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	18,000円
(3) 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	39,000円
(4) 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	69,000円
(5) 敷地の面積が1ヘクタール以上のもの	97,000円

7 法第45条の規定に基づく開発許可に基づく地位の承継の承認の申請（以下この表において「承認申請」という。）に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己居住目的で行うものである場合又は主として自己業務目的で行うものでその	1,700円

開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	
(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己業務目的で行うもので、その開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	2,700円
(3) 前2号に掲げる場合以外の場合	17,000円

備考

- 1 「自己居住目的」とは、第1項の表備考1に規定する自己居住目的をいう。
- 2 「自己業務目的」とは、第1項の表備考2に規定する自己業務目的をいう。

8 法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 用紙1枚につき470円

9 都市計画法施行規則第60条第1項に規定する書面（法第29条第1項又は第43条第1項の規定に基づく許可が不要であることを証する書面に限る。）の交付 1件につき4,600円

別表第4

1 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下この表において「法」という。）第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業（以下この表において「高齢者住宅事業」という。）の登録又は同条第2項の規定に基づくその更新の申請に対する審査（次項に該当するものを除く。）次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)
(1) 申請戸数が10戸以下のもの	25,000円
(2) 申請戸数が11戸以上20戸以下のもの	29,000円
(3) 申請戸数が21戸以上30戸以下のもの	34,000円
(4) 申請戸数が31戸以上40戸以下のもの	38,000円
(5) 申請戸数が41戸以上50戸以下のもの	42,000円
(6) 申請戸数が51戸以上70戸以下のもの	50,000円
(7) 申請戸数が71戸以上100戸以下のもの	63,000円
(8) 申請戸数が101戸以上のもの	75,000円

備考 「申請戸数」とは、申請に係る高齢者住宅事業に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数をいう。

2 法第5条第1項の規定に基づく高齢者住宅事業（次表各号に該当する場合に限る。）の登録又は同条第2項の規定に基づくその更新の申請に対する審査 前項の表に定める額に次表に定める額を加えて得た額

区 分	金 額 (1件につき)	
(1) サービス付き高齢者向け住宅について、各居住部分の床面積が25平方メートル未満のものである場合又は各居住部分が台所、収納設備若しくは浴室を備えていないものである場合	ア 申請戸数が10戸以下のもの	6,200円
	イ 申請戸数が11戸以上20戸以下のもの	6,900円
	ウ 申請戸数が21戸以上30戸以下のもの	7,600円
	エ 申請戸数が31戸以上40戸以下のもの	8,300円
	オ 申請戸数が41戸以上50戸以下のもの	9,000円
	カ 申請戸数が51戸以上70戸以下のもの	9,700円
	キ 申請戸数が71戸以上100戸以下のもの	11,000円
ク 申請戸数が101戸以上のもの	12,000円	
(2) 家賃等の前払金を受領するものである場合	6,200円	
(3) 入居契約が賃貸を目的としないものである場合	4,200円	
摘要 申請のあった高齢者住宅事業が各号の2以上に該当する場合は、その該当する号に		

定める額の合計額とする。

備考 「申請戸数」とは、前項の表備考に規定する申請戸数をいう。

別表第5

- 1 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円

別表第6

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第17条第4項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の建築等の計画が建築基準関係規定に適合する旨の通知に係る申出があった場合における審査 別表第1第1項の表に定める額に相当する額（当該申出に伴う法第17条第1項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請に係る特定建築物の建築等の計画に、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては別表第1第2項の表に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあつては別表第1第3項の表に定める額に相当する額を、当該別表第1第1項の表に定める額に相当する額に加えて得た額）

別表第7

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この表において「建築等計画」という。）の認定又は同条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（以下この表において「維持保全計画」という。）の認定の申請（以下この表において「認定申請」という。）に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)				
	建築等計画（新築に係るものに限る。）		建築等計画（増築又は改築に係るものに限る。）又は維持保全計画		
	申請書に確認書等の写しが添付されている場合	申請書に確認書等の写しが添付されていない場合	申請書に確認書等の写しが添付されている場合	申請書に確認書等の写しが添付されていない場合	
(1) 認定申請のあった計画が 一戸建ての住宅等に係るものである場合	16,000円	55,000円	21,000円	72,000円	
(2) 認定申請のあった計画が 複数住戸共同住宅等に係るものである場合	16,000円	55,000円	21,000円	72,000円	
	ア 認定申請のあった計画に係る住戸（以下この項において「対象住戸」という。）の床面積が200平方メートル以内のも				

	の				
	イ 対象住戸の床面積が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	28,000 円	126,000 円	37,000 円	168,000 円
	ウ 対象住戸の床面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	47,000 円	203,000 円	61,000 円	269,000 円
	エ 対象住戸の床面積が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	90,000 円	411,000 円	114,000 円	542,000 円
	オ 対象住戸の床面積が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	133,000 円	720,000 円	171,000 円	955,000 円
	カ 対象住戸の床面積が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	193,000 円	1,224,000 円	251,000 円	1,628,000 円
	キ 対象住戸の床面積が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	326,000 円	2,260,000 円	425,000 円	3,008,000 円
	ク 対象住戸の床面積が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	405,000 円	3,216,000 円	530,000 円	4,284,000 円



	ケ 対象住戸の床面積が30,000平方メートルを超えるもの	485,000円	3,961,000円	627,000円	5,270,000円
<p>摘要</p> <p>1 複数住戸共同住宅等における2以上の住戸について同時に複数の認定申請があった場合(2において「同時複数申請の場合」という。)は、第2号中「床面積」とあるのは、「床面積の合計」とする。</p> <p>2 同時複数申請の場合は、この表第2号の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表第2号の右欄に掲げる額を、その認定申請に係る住戸の戸数の合計で除して得た額(その額が10,000円未満である場合においてその額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げ、10,000円以上である場合においてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げる。)とする。</p>					
<p>備考</p> <p>1 「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書をいう。</p> <p>2 「一戸建ての住宅等」とは、一戸建ての住宅又は共同住宅等でその住戸の戸数が1であるもの(3において「単一共同住宅等」という。)をいう。</p> <p>3 「複数住戸共同住宅等」とは、単一共同住宅等以外の共同住宅等をいう。</p> <p>2 法第8条第1項の規定に基づく法第6条第1項の認定(法第8条第1項の規定に基づく変更の認定を含む。以下この表において「計画認定」という。)を受けた建築等計画又は維持保全計画(当該変更の認定があったときは、その変更後のもの)の変更(以下この表において「計画変更」という。)の認定の申請(法第9条第1項又は第3項に規定する場合におけるものを除く。以下この項から第5項までにおいて「変更認定申請」という。)に対する審査(次項から第4項までのいずれかに該当するものを除く。) 次表に定める額</p>					
		<p>金 額 (1件につき)</p>			
区 分		建築等計画 (新築に係るものに限る。)	建築等計画 (増築又は改築に係るものに限る。)又は維持保全計画		
(1) 変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合		9,100円	11,000円		
(2) 変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等に係るもの	ア 変更認定申請のあった計画変更に係る住戸(以下この項において「対象住戸」という。)の床面積が200平方メートル以内のもの	9,100円	11,000円		
	イ 対象住戸の床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	17,000円	21,000円		
	ウ 対象住戸の床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30,000円	38,000円		
	エ 対象住戸の床面積が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	55,000円	67,000円		

である 場合	オ 対象住戸の床面積が 3,000 平方メートルを 超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,000 円	109,000 円
	カ 対象住戸の床面積が 5,000 平方メートルを 超え 10,000 平方メートル以内のもの	135,000 円	173,000 円
	キ 対象住戸の床面積が 10,000 平方メートル を超え 20,000 平方メートル以内のもの	221,000 円	285,000 円
	ク 対象住戸の床面積が 20,000 平方メートル を超え 30,000 平方メートル以内のもの	265,000 円	343,000 円
	ケ 対象住戸の床面積が 30,000 平方メートル を超えるもの	310,000 円	393,000 円
<p>摘要</p> <p>1 複数住戸共同住宅等における 2 以上の住戸について同時に複数の変更認定申請があつた場合（2 において「同時複数申請の場合」という。）は、第 2 号中「床面積」とあるのは、「床面積の合計」とする。</p> <p>2 同時複数申請の場合は、この表第 2 号の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表第 2 号の右欄に掲げる額を、その変更認定申請に係る住戸の戸数の合計で除して得た額（その額が 10,000 円未満である場合においてその額に 50 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 100 円に切り上げ、10,000 円以上である場合においてその額に 500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円に切り上げる。）とする。</p> <p>備考</p> <p>1 「一戸建ての住宅等」とは、前項の表備考 2 に規定する一戸建ての住宅等をいう。</p> <p>2 「複数住戸共同住宅等」とは、前項の表備考 3 に規定する複数住戸共同住宅等をいう。</p> <p>3 変更認定申請（申請書にその計画変更に係る住宅に係る確認書等（第 1 項の表備考 1 に規定する確認書等をいう。）の写しが添付されていないものに限る。以下この項において同じ。）に対する審査で、その計画変更が法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準（以下この表において「1 号基準」という。）に適合するかどうかを判定するもの（次項に該当するものを除く。）前項の表に定める額に次表に定める額を加えて得た額</p>			
区 分		金 額 (1 件につき)	
		建築等計画 (新築に係る ものに限 る。)	建築等計画 (増築又は改 築に係るもの に限る。) 又 は維持保全計 画
(1) 変更認定申請のあつた計画変更が一戸建ての住宅等 に係るものである場合		38,000 円	51,000 円
(2) 変更 認定申 請のあ つた計 画変更 が複数 住戸共 同住宅	ア 変更認定申請のあつた計画変更に係る住 戸（以下この項において「対象住戸」とい う。）の床面積が 200 平方メートル以内のもの	38,000 円	51,000 円
	イ 対象住戸の床面積が 200 平方メートルを 超え 500 平方メートル以内のもの	98,000 円	131,000 円
	ウ 対象住戸の床面積が 500 平方メートルを 超え 1,000 平方メートル以内のもの	156,000 円	208,000 円

等に係るものである場合	エ 対象住戸の床面積が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	320,000 円	428,000 円
	オ 対象住戸の床面積が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	587,000 円	784,000 円
	カ 対象住戸の床面積が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	1,031,000 円	1,377,000 円
	キ 対象住戸の床面積が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	1,934,000 円	2,583,000 円
	ク 対象住戸の床面積が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	2,811,000 円	3,754,000 円
	ケ 対象住戸の床面積が 30,000 平方メートルを超えるもの	3,477,000 円	4,644,000 円
<p>摘要</p> <p>1 複数住戸共同住宅等における 2 以上の住戸について同時に複数の変更認定申請があった場合（2 において「同時複数申請の場合」という。）は、第 2 号中「床面積」とあるのは、「床面積の合計」とする。</p> <p>2 同時複数申請の場合は、この表第 2 号の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表第 2 号の右欄に掲げる額を、その変更認定申請に係る住戸の戸数の合計で除して得た額（その額が 10,000 円未満である場合においてその額に 50 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 100 円に切り上げ、10,000 円以上である場合においてその額に 500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円に切り上げる。）とする。</p>			
<p>備考</p> <p>1 「一戸建ての住宅等」とは、第 1 項の表備考 2 に規定する一戸建ての住宅等をいう。</p> <p>2 「複数住戸共同住宅等」とは、第 1 項の表備考 3 に規定する複数住戸共同住宅等をいう。</p> <p>4 変更認定申請に対する審査で、その計画変更が法第 6 条第 1 項第 2 号及び第 5 号から第 7 号までに掲げる基準（以下この表において「2 号等基準」という。）に適合するかどうかを判定するもの 第 2 項の表に定める額（前項に該当するものにあつては、同項に定める額）に次表に定める額を加えて得た額</p>			
区 分		金 額 (1 件につき)	
		建築等計画 (新築に係るものに限る。)	建築等計画 (増築又は改築に係るものに限る。)又は維持保全計画
(1) 変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合		7,000 円	9,300 円
(2) 変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅	ア 変更認定申請のあった計画変更に係る住戸（以下この項において「対象住戸」という。）の床面積が 200 平方メートル以内のもの	7,000 円	9,300 円
	イ 対象住戸の床面積が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	12,000 円	16,000 円
	ウ 対象住戸の床面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	17,000 円	23,000 円

等に係るものである場合	エ 対象住戸の床面積が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	35,000 円	47,000 円
	オ 対象住戸の床面積が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	47,000 円	62,000 円
	カ 対象住戸の床面積が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	58,000 円	78,000 円
	キ 対象住戸の床面積が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	105,000 円	140,000 円
	ク 対象住戸の床面積が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	140,000 円	187,000 円
	ケ 対象住戸の床面積が 30,000 平方メートルを超えるもの	175,000 円	234,000 円
<p>摘要</p> <p>1 複数住戸共同住宅等における 2 以上の住戸について同時に複数の変更認定申請があった場合（2 において「同時複数申請の場合」という。）は、第 2 号中「床面積」とあるのは、「床面積の合計」とする。</p> <p>2 同時複数申請の場合は、この表第 2 号の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表第 2 号の右欄に掲げる額を、その変更認定申請に係る住戸の戸数の合計で除して得た額（その額が 10,000 円未満である場合においてその額に 50 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 100 円に切り上げ、10,000 円以上である場合においてその額に 500 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはこれを 1,000 円に切り上げる。）とする。</p>			
<p>備考</p> <p>1 「一戸建ての住宅等」とは、第 1 項の表備考 2 に規定する一戸建ての住宅等をいう。</p> <p>2 「複数住戸共同住宅等」とは、第 1 項の表備考 3 に規定する複数住戸共同住宅等をいう。</p> <p>5 法第 6 条第 2 項（法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準関係規定に適合するかどうかの審査についての申出があった場合における審査 次表に定める額</p>			
区 分		金 額 (1 件につき)	
(1) 申出に伴う認定申請に係る建築等計画又は申出に伴う変更認定申請に係る計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合		第 1 項から前項までに定める額（それぞれ一戸建ての住宅等の建築等計画に係るものに限る。）に、別表第 1 第 1 項の表に定める額に相当する額（申出に伴う認定申請に係る建築等計画又は申出に伴う変更認定申請に係る計画変更に係る建築物に、建築基準法第 87 条の 4 に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては別表第 1 第 2 項の表に定める額に相当する額を、同法第 88 条第 1 項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあつては別表第 1 第 3 項の表に定める額に相当する額を、当該別表第 1 第 1 項の表に定める額に相当する額に加えて得た額。次号において同じ。）を加えて得た額	
(2) 申出に伴う認定申請に係る建築等計画又は申出に伴う変更認定申請に係る計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合		第 1 項から前項までに定める額（それぞれ複数住戸共同住宅等の住戸の建築等計画に係るものに限る。）に、別表第 1 第 1 項の表に定める額に相当する額を加えて得た額	
備考			

- 1 「一戸建ての住宅等」とは、第1項の表備考2に規定する一戸建ての住宅等をいう。
- 2 「複数住戸共同住宅等」とは、第1項の表備考3に規定する複数住戸共同住宅等をいう。

6 法第8条第1項の規定に基づく計画変更の認定の申請（法第9条第1項又は第3項に規定する場合におけるものに限る。以下この表において「変更認定申請」という。）に対する審査次表に定める額

区 分		金 額 (1件につき)
(1) 変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合		16,000円
(2) 変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合	ア 変更認定申請のあった計画変更に係る住戸（以下この項において「対象住戸」という。）の床面積が200平方メートル以内のもの	16,000円
	イ 対象住戸の床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円
	ウ 対象住戸の床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円
	エ 対象住戸の床面積が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円
	オ 対象住戸の床面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円
	カ 対象住戸の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	193,000円
	キ 対象住戸の床面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	326,000円
	ク 対象住戸の床面積が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	405,000円
ケ 対象住戸の床面積が30,000平方メートルを超えるもの	485,000円	

摘要

- 1 複数住戸共同住宅等における2以上の住戸について同時に複数の変更認定申請があった場合（2において「同時複数申請の場合」という。）は、第2号中「床面積」とあるのは、「床面積の合計」とする。
- 2 同時複数申請の場合は、この表第2号の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表第2号の右欄に掲げる額を、その変更認定申請に係る住戸の戸数の合計で除して得た額（その額が10,000円未満である場合においてその額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げ、10,000円以上である場合においてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げる。）とする。

備考

- 1 「一戸建ての住宅等」とは、第1項の表備考2に規定する一戸建ての住宅等をいう。
- 2 「複数住戸共同住宅等」とは、第1項の表備考3に規定する複数住戸共同住宅等をいう。

7 法第10条の規定に基づく計画認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査 1件につき16,000円

8 法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円

別表第8

1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この表において「新築等計画」という。）の認定の申請（以下この表において「認定申請」という。）、法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更（以下この表において「計画変更」という。）の認定の申請（以下この表において「変更認定申請」という。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下この表において「省令」という。）第46条の2の規定に基づく計画変更が軽微な変更（省令第44条第2号に掲げるものに限る。）に該当していることを証する書面（以下この表において「軽微変更該当証明書」という。）の交付の請求（以下この表において「交付請求」という。）に対する審査 次表に定める額

区 分		金 額 (1件につき)			
		A 申請書に規則で定める書面が添付されている場合	B Aに該当する場合を除き申請書に設計住宅性能評価書の写しが添付されている場合	C Aに該当する場合を除き、簡易判定法により判定する場合	D AからCまでに掲げる場合以外の場合
(1) 申請のあった新築等計画又は計画変更の対象が一戸建て住宅である場合	ア 一戸建て住宅（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。イにおいて同じ。）の全体の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	7,000円	9,100円	—	40,000円
	イ 一戸建て住宅の全体の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,500円	9,600円	—	45,000円
(2) 申請のあった新築等計画若しくは計画変更の対象又は交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変	ア 共同住宅等部分（変更認定申請及び交付請求にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の	12,000円	—	—	77,000円

更の対象（以下この項においてこれらを「対象計画等」という。）に共同住宅等部分が含まれる場合	全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの				
	イ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	28,000 円	—	—	130,000 円
	ウ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	67,000 円	—	—	228,000 円
	エ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	104,000 円	—	—	318,000 円
	オ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	168,000 円	—	—	617,000 円
	カ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	238,000 円	—	—	1,065,000 円
	キ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	373,000 円	—	—	1,958,000 円
	(3) 対象計画等に非住宅部分が含まれる場合	ア 非住宅部分（変更認定申請及び交付請求にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号におい	12,000 円	—	96,000 円

	て同じ。)の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの				
	イ 非住宅部分の全体の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円	—	124,000円	307,000円
	ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円	—	163,000円	397,000円
	エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円	—	271,000円	575,000円
	オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	154,000円	—	347,000円	703,000円
	カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	201,000円	—	424,000円	839,000円
	キ 非住宅部分の全体の床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	243,000円	—	492,000円	953,000円
	ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	357,000円	—	656,000円	1,209,000円



摘要

- 1 対象計画等が第2号及び第3号のいずれにも該当する場合は、第2号及び第3号に定める額の合計額とする。
- 2 共同住宅等部分の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。

備考

- 1 「設計住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（規則で定めるものに限る。）をいう。
  - 2 「簡易判定法」とは、市長が別に定める簡易な方法により法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを判定する方法をいう。
  - 3 「一戸建て住宅」とは、一戸建ての住宅で、住宅の用途に供する部分（4及び5において「住宅部分」という。）以外の部分が含まれないものをいう。
  - 4 「共同住宅等部分」とは、3に規定する一戸建て住宅以外の建築物における住宅部分をいう。
  - 5 「非住宅部分」とは、3に規定する一戸建て住宅以外の建築物における住宅部分以外の部分をいう。
- 2 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準関係規定に適合するかどうかの審査についての申出があった場合における審査 前項の表に定める額に、別表第1第1項の表に定める額に相当する額（当該申出に伴う認定申請に係る新築等計画又は当該申出に伴う変更認定申請に係る計画変更に係る建築物に、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては別表第1第2項の表に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては別表第1第3項の表に定める額に相当する額を、当該別表第1第1項の表に定める額に相当する額に加えて得た額）を加えて得た額

別表第9

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この表において「省エネ判定」という。）の申請、法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく変更後の確保計画に係る省エネ判定の申請（以下この表において「変更判定申請」という。）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（以下この表において「省令」という。）第11条の規定に基づく確保計画の変更（以下この項において「計画変更」という。）が軽微な変更該当していることを証する書面の交付の請求（以下この項において「交付請求」という。）に対する審査 次表に定める額

区 分	金 額 (1件につき)		
	A 省エネ判定の対象が他の建築物である場合（申請書に規則で定める書面が添付されている場合に限る。）	B Aに該当する場合を除き、モデル建物法基準に適合するかどうかを判定する場合	C A又はBに掲げる場合以外の場合

(1) 省エネ判定の対象である非住宅部分の全体が工場等の用に供される場合	ア 非住宅部分の計画変更に係る部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円	22,000 円	26,000 円
	イ 非住宅部分（変更判定申請及び交付請求にあつては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号及び次号（アを除く。）において同じ。）の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	22,000 円	32,000 円	37,000 円
	ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円	46,000 円	51,000 円
	エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	118,000 円	125,000 円
	オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円	168,000 円	175,000 円
	カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円	216,000 円	224,000 円
	キ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円	260,000 円	270,000 円
	ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	379,000 円	390,000 円
(2) 前号に該当する場合以外の場合	ア 非住宅部分の計画変更に係る部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円	93,000 円	238,000 円
	イ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	22,000 円	119,000 円	300,000 円

	の			
	ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円	158,000 円	388,000 円
	エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	264,000 円	563,000 円
	オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円	339,000 円	689,000 円
	カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円	415,000 円	823,000 円
	キ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円	482,000 円	935,000 円
	ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	644,000 円	1,187,000 円

備考

- 1 「他の建築物」とは、法第 3 4 条第 1 項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物（同条第 3 項に規定する他の建築物をいう。）をいう。
  - 2 「モデル建物法基準」とは、規則で定める基準をいう。
  - 3 「工場等」とは、工場、倉庫その他規則で定める施設をいう。
- 2 法第 3 4 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表において「性能向上計画」という。）の認定の申請（この表において「認定申請」という。）、法第 3 6 条第 1 項の規定に基づく性能向上計画の変更（以下この表において「計画変更」という。）の認定の申請（以下この表において「変更認定申請」という。）又は省令第 2 9 条の規定に基づく計画変更が軽微な変更（省令第 2 6 条第 2 号に掲げるものに限る。）に該当していることを証する書面（以下この表において「軽微変更該当証明書」という。）の交付の請求（以下この表において「交付請求」という。）に対する審査（次項に該当するものを除く。） 次表に定める額

区 分	金 額 (1 件につき)		
	A 申請書に規則で定め	B Aに該当する場合を	C A又はBに掲げる場

		る書面が添付されている場合	除き、モデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合	合以外の場合
(1) 申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあつては、その計画変更後の性能向上計画）に係る申請建築物（変更認定申請にあつては、その計画変更に係るものに限る。）が一戸建ての住宅である場合	ア 一戸建ての住宅（変更認定申請にあつては、その計画変更に係る部分に限る。イにおいて同じ。）の全体の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円	—	37,000円
	イ 一戸建ての住宅の全体の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円	—	42,000円
(2) 申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあつては、その計画変更後の性能向上計画）に係る申請建築物（変更認定申請にあつては、その計画変更に係るものに限る。）又は交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象（以下この項においてこれらを「対象建築物等」という。）に共同住宅等部分が含まれる場合	ア 共同住宅等部分（変更認定申請及び交付請求にあつては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	—	74,000円
	イ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円	—	126,000円
	ウ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円	—	222,000円
	エ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円	—	310,000円

	オ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	165,000 円	—	604,000 円
	カ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	234,000 円	—	1,045,000 円
	キ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	368,000 円	—	1,923,000 円
(3) 対象建築物等に非住宅部分が含まれる場合	ア 非住宅部分（変更認定申請及び交付請求にあつては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円	93,000 円	238,000 円
	イ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	22,000 円	119,000 円	300,000 円
	ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円	158,000 円	388,000 円
	エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	264,000 円	563,000 円
	オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円	339,000 円	689,000 円

	もの			
	カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円	415,000 円	823,000 円
	キ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円	482,000 円	935,000 円
	ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	644,000 円	1,187,000 円
<p>摘要</p> <p>1 対象建築物等が第 2 号及び第 3 号のいずれにも該当する場合は、第 2 号及び第 3 号に定める額の合計額とする。</p> <p>2 共同住宅等部分の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。</p>				
<p>備考</p> <p>1 「モデル建物法誘導基準」とは、規則で定める基準をいう。</p> <p>2 「共同住宅等部分」とは、一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分をいう。</p> <p>3 認定申請（その性能向上計画に法第 3 4 条第 3 項各号に掲げる事項（以下この表において「他の建築物の位置等」という。）が記載されている場合に限る。）又は変更認定申請（その計画変更後の性能向上計画に他の建築物の位置等が記載されている場合に限る。以下この表において同じ。）に対する審査 前項の表に定める額に、申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に記載されている他の建築物（同条第 3 項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）ごとに次表に定める額を加えて得た額</p>				
		<p>金 額 (1 件につき)</p>		
	区 分	A 申請書に規則で定める書面が添付されている場合	B Aに該当する場合を除き、モデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合	C A又はBに掲げる場合以外の場合
(1) 申請のあった性能向上計画（変更認定申請にあっては、その計画変更後の性能向上計画）に記載されている他の建築物（変	ア 一戸建ての住宅（変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。イにおいて同じ。）の全体の床面積の合計が 200	6,900 円	—	37,000 円

更認定申請にあっては、その計画変更に係るものに限る。以下この項において「対象他の建築物」という。)が一戸建ての住宅である場合	平方メートル未満のもの			
	イ 一戸建ての住宅の全体の床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	7,400 円	—	42,000 円
(2) 対象他の建築物に共同住宅等部分が含まれる場合	ア 共同住宅等部分(変更認定申請にあっては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円	—	74,000 円
	イ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	28,000 円	—	126,000 円
	ウ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	66,000 円	—	222,000 円
	エ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	—	310,000 円
	オ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	165,000 円	—	604,000 円
	カ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	234,000 円	—	1,045,000 円
	キ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方	368,000 円	—	1,923,000 円

	メートル以上のもの			
(3) 対象他の建築物に非住宅部分が含まれる場合	ア 非住宅部分（変更認定申請にあつては、その計画変更に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円	93,000 円	238,000 円
	イ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	22,000 円	119,000 円	300,000 円
	ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円	158,000 円	388,000 円
	エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	264,000 円	563,000 円
	オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円	339,000 円	689,000 円
	カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円	415,000 円	823,000 円
	キ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円	482,000 円	935,000 円
	ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	644,000 円	1,187,000 円



摘要

- 1 対象他の建築物が第2号及び第3号のいずれにも該当する場合は、第2号及び第3号に定める額の合計額とする。
- 2 共同住宅等部分の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。

備考

- 1 「モデル建物法誘導基準」とは、前項の表備考1に規定するモデル建物法誘導基準をいう。
  - 2 「共同住宅等部分」とは、前項の表備考2に規定する共同住宅等部分をいう。
- 4 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準関係規定に適合するかどうかの審査についての申出があった場合における審査 第2項の表又は前項の表に定める額に、申請建築物に係る別表第1第1項の表に定める額に相当する額（当該申出に伴う認定申請に係る性能向上計画（他の建築物に係る部分を除く。以下この項において同じ。）又は当該申出に伴う変更認定申請に係る計画変更後の性能向上計画に係る申請建築物に、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては別表第1第2項の表に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては別表第1第3項の表に定める額に相当する額を、当該別表第1第1項の表に定める額に相当する額に加えて得た額）を加えて得た額
- 5 法第41条第1項の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 次表に定める額

区 分		金 額 (1件につき)			
		A 申請書に規則で定める書面が添付されている場合	B Aに該当する場合を除き、仕様基準に適合するかどうかを判定する場合	C Aに該当する場合を除き、モデル建物法基準に適合するかどうかを判定する場合	D AからCまでに掲げる場合以外の場合
(1) 申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合	ア 一戸建ての住宅の全体の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円	20,000円	—	37,000円
	イ 一戸建ての住宅の全体の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,400円	22,000円	—	42,000円
(2) 申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合	ア 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円	37,000円	—	74,000円
	イ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円	66,000円	—	126,000円

	のもの				
	ウ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	66,000 円	126,000 円	—	222,000 円
	エ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	181,000 円	—	310,000 円
	オ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	165,000 円	328,000 円	—	604,000 円
	カ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	234,000 円	533,000 円	—	1,045,000 円
	キ 共同住宅等部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	368,000 円	940,000 円	—	1,923,000 円
(3) 申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合	ア 非住宅部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円	—	93,000 円	238,000 円
	イ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	22,000 円	—	119,000 円	300,000 円
	ウ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円	—	158,000 円	388,000 円
	エ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円	—	264,000 円	563,000 円

	もの				
	オ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円	—	339,000 円	689,000 円
	カ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円	—	415,000 円	823,000 円
	キ 非住宅部分の全体の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円	—	482,000 円	935,000 円
	ク 非住宅部分の全体の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	—	644,000 円	1,187,000 円

摘要

- 申請のあった建築物が第 2 号及び第 3 号のいずれにも該当する場合は、第 2 号及び第 3 号に定める額の合計額とする。
- 共同住宅等部分の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。

備考

- 「仕様基準」とは、規則で定める基準をいう。
- 「モデル建物法基準」とは、第 1 項の表備考 2 に規定するモデル建物法基準をいう。
- 「共同住宅等部分」とは、第 2 項の表備考 2 に規定する共同住宅等部分をいう。

別表第 10

- 尼崎市屋外広告物条例（以下この表において「条例」という。）第 8 条若しくは第 18 条第 3 項の規定に基づく屋外広告物等の表示若しくは設置の許可（以下この表において「表示等許可」という。）、条例第 13 条第 1 項の規定に基づく屋外広告物等の変更等の許可又は同条第 2 項の規定に基づく表示等許可の更新の申請に対する審査 次表に定める額

区 分		金 額
(1) 貼り紙及び貼り札		100 枚につき 300 円
(2) 看板又は広告板若しくは広告塔によるもの(ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。)	ア 面積が 5 平方メートル未満のもの	1 枚又は 1 基につき 1,000 円
	イ 面積が 5 平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの	1 枚又は 1 基につき 2,000 円
	ウ 面積が 10 平方メートル以上 15 平方メートル以下のもの	1 枚又は 1 基につき 3,000 円
	エ 面積が 15 平方メートルを超えるもの	1 枚又は 1 基につき 3,000 円に 15 平方メートルを超える 5 平方メートル又はその端数ごとに 1,000 円を加えて得た額

(3) アーチによるもの	1基につき4,000円
(4) 宣伝車	1台につき2,000円
(5) アドバルーン	1個につき800円
(6) 電柱又は街灯を利用する広告物	1個につき300円
(7) 標識を利用する広告物	1個につき300円
(8) 車体を利用する広告物	1個につき300円(同一車体に7個以上掲出するとき又は1個の表示面積が3平方メートルを超えるものがあるときは、車体1台につき2,000円)
(9) 第1号から前号までに掲げる広告物以外の広告物	1枚、1基又は1個につき300円
摘要 貼り紙又は貼り札が100枚未満であるとき又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。	
2 条例第34条第1項の規定に基づく屋外広告業の登録又は同条第3項の規定に基づくその更新の申請に対する審査 1件につき10,000円	
3 条例第36条第1項の規定により屋外広告業者登録簿に登録された事項の証明 1件につき400円	
4 条例第49条第1項の規定により開催する講習会の受講料 1科目につき2,000円	

## 尼崎市建築物等関係事務手数料条例

### 現 行

(手数料を徴収する事務及び手数料の額)

第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額

- ア 30平方メートル以下のもの 1件 11,000円  
イ 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件 19,000円  
ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件 31,000円  
エ 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件 43,000円  
オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件 68,000円  
カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件 93,000円  
キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件 221,000円  
ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 1件 338,000円  
ケ 50,000平方メートルを超えるもの 1件 609,000円

- (2) 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請に対する審査又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査

- ア 建築設備を設置する場合（イに掲げる場合を除く。） 1件 16,000円（小荷物専用昇降機にあつては、10,000円）  
イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1件 9,000円（小荷物専用昇降機にあつては、5,000円）

- (3) 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく工作物に関する確認の申請に対する審査又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画の通知に対する審査

- ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） 1件 12,000円  
イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1件 7,000円

- (4) 建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了の検査（第7号又は第7号の2のいずれかに該当するものを除く。） 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額

- ア 30平方メートル以下のもの 1件 14,000円  
イ 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件 18,000円

- ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件 22,000円
- エ 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件 30,000円
- オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件 47,000円
- カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件 64,000円
- キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件 157,000円
- ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 1件 242,000円
- ケ 50,000平方メートルを超えるもの 1件 457,000円
- (5) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する完了の検査 1件 19,000円（小荷物専用昇降機にあっては、11,000円）
- (6) 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく工作物に関する完了の検査 1件 12,000円
- (7) 建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく特定工程に係る建築物に関する完了の検査（次号に該当するものを除く。） 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額
- ア 30平方メートル以下のもの 1件 13,000円
- イ 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件 17,000円
- ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件 21,000円
- エ 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件 29,000円
- オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件 45,000円
- カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件 61,000円
- キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件 147,000円
- ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 1件 232,000円
- ケ 50,000平方メートルを超えるもの 1件 437,000円
- (7)の2 建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ判定」という。）を受けた部分を含むものに限る。）に関する完了の検査 第4号又は前号に定める額に、省エネ判定を受けた建築物の部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからキまでに定める額を加えて得た額
- ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 17,000円
- イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 28,000円

円

ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 85,000

円

エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 134,000円

オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 169,000円

カ 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 211,000円

キ 50,000平方メートル以上のもの 1件 296,000円

(8) 建築基準法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する中間検査 次に掲げる中間検査を行う部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額

ア 30平方メートル以下のもの 1件 12,000円

イ 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 1件 16,000円

ウ 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 1件 19,000円

エ 200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件 25,000円

オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件 40,000円

カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件 53,000円

キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件 120,000円

ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 1件 190,000円

ケ 50,000平方メートルを超えるもの 1件 380,000円

(9) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査 1件 120,000円

(9)の2 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定又は当該指定の変更若しくは廃止の申請に対する審査 1件 50,000円

(9)の3 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する審査 1件 27,000円

(10) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査 1件 33,000円

(11) 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 1件 33,000円

(12) 建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 1件 27,000円

(13) 建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 1件

160,000円

- (14) 壁面線外における建築の許可の申請に対する審査 1件 160,000円
- (15) 建築基準法第48条第1項から第13項までのただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 1件 180,000円
- (16) 建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査 1件 160,000円
- (17) 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）に関する特例の許可の申請に対する審査 1件 160,000円
- (18) 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）に関する特例の許可の申請に対する審査 1件 33,000円
- (18)の2 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件 33,000円
- (18)の3 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件 33,000円
- (19) 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件 160,000円
- (20) 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1件 27,000円
- (21) 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査 1件 160,000円
- (22) 日影による建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査 1件 160,000円
- (23) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件 27,000円
- (24) 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 1件 160,000円
- (24)の2 高度利用地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件 160,000円
- (25) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件 160,000円
- (26) 都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件 160,000円
- (27) 建築基準法第68条の3第1項から第3項までの規定に基づく建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件 27,000円
- (28) 建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用



- 除外に係る許可の申請に対する審査 1件 160,000円
- (29) 建築基準法第68条の4の規定に基づく建築物の容積率に関する条例の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件 27,000円
- (30) 建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件 160,000円
- (31) 建築基準法第68条の5の5の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件 27,000円
- (32) 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査 1件 27,000円
- (33) 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例の許可の申請に対する審査 1件 160,000円
- (34) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1件 120,000円
- (34)の2 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 1件 160,000円
- (35) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一団地内の1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査
- ア 建築物の数が1又は2である場合 1件 78,000円
- イ 建築物の数が3以上である場合 1件 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (35)の2 建築基準法第86条第2項の規定に基づく一定の一団の土地の区域内の複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査
- ア 建築物（既存建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 1件 78,000円
- イ 建築物の数が2以上である場合 1件 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (36) 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一団地内の1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査
- ア 建築物の数が1又は2である場合 1件 220,000円
- イ 建築物の数が3以上である場合 1件 220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (36)の2 建築基準法第86条第4項の規定に基づく一定の一団の土地の区域内の複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査
- ア 建築物（既存建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 1件 220,000円
- イ 建築物の数が2以上である場合 1件 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (37) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の

認定の申請に対する審査

ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 1件  
78,000円

イ 建築物の数が2以上である場合 1件 78,000円に1を超える建築物の数に2  
8,000円を乗じて得た額を加算した額

(37)の2 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査

ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 1件  
220,000円

イ 建築物の数が2以上である場合 1件 220,000円に1を超える建築物の数に2  
8,000円を乗じて得た額を加算した額

(37)の3 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査

ア 建築物（一敷地内許可建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 1件  
220,000円

イ 建築物の数が2以上である場合 1件 220,000円に1を超える建築物の数に2  
8,000円を乗じて得た額を加算した額

(38) 建築基準法第86条の5第2項又は第3項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査 1件 6,400円に現に存する建築物の数に1  
2,000円を乗じて得た額を加算した額

(39) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件 27,000円

(39)の2 建築基準法第86条の8第1項若しくは第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定又は同法第86条の8第3項（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1件 27,000円

(39)の3 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等の使用の許可の申請に対する審査 1件 120,000円

(39)の4 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査 1件 160,000円

(39)の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 1件 第1号に定める額に相当する額（当該申出のあった特定建築物の建築等の計画に、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、第1号に定める額に相当する額に加えて得た額）

(39)の6 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件

160,000円

(40) 開発行為の許可の申請に対する審査

ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

- (ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 1件 8,600円
- (イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 1件 22,000円
- (ロ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 1件 43,000円
- (ハ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 1件 86,000円
- (ニ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 1件 130,000円
- (ホ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 1件 170,000円
- (ヘ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 1件 220,000円
- (コ) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 1件 300,000円

イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合

- (ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 1件 13,000円
- (イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 1件 30,000円
- (ロ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 1件 65,000円
- (ハ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 1件 120,000円
- (ニ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 1件 200,000円
- (ホ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 1件 270,000円
- (ヘ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 1件 340,000円
- (コ) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 1件 480,000円

ウ その他の場合

- (ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 1件 86,000円
- (イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 1件 130,000円
- (ロ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 1件 19

0,000円

(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 1件 260,000円

(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 1件 390,000円

(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 1件 510,000円

(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 1件 660,000円

(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 1件 870,000円

(4) 開発行為の変更の許可の申請に対する審査 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。

ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額

ウ その他の変更 1件 10,000円

(4)の2 都市計画法第37条第1号の規定に基づく完了公告前の建築等の承認の申請に対する審査

ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

(ア) 完了公告に係る開発区域（以下この号において「公告開発区域」という。）の面積が0.1ヘクタール未満のもの 1件 1,000円

(イ) 公告開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 1件 2,500円

(ロ) 公告開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 1件 4,900円

(ハ) 公告開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 1件 9,700円

(ニ) 公告開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 1件 14,500円

(ホ) 公告開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 1件 19,400円

(ヘ) 公告開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 1件 24,200円

(ト) 公告開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 1件 33,900円

イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合

- (ア) 公告開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 1件 1,500円
- (イ) 公告開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 1件 3,400円
- (ロ) 公告開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 1件 7,300円
- (ハ) 公告開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 1件 13,600円
- (ニ) 公告開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 1件 22,300円
- (ホ) 公告開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 1件 30,000円
- (ヘ) 公告開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 1件 37,700円
- (コ) 公告開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 1件 53,200円

ウ その他の場合

- (ア) 公告開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの 1件 9,700円
  - (イ) 公告開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 1件 14,500円
  - (ロ) 公告開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 1件 21,800円
  - (ハ) 公告開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 1件 29,000円
  - (ニ) 公告開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 1件 43,500円
  - (ホ) 公告開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 1件 57,100円
  - (ヘ) 公告開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 1件 73,500円
  - (コ) 公告開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの 1件 97,600円
  - (42) 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査 1件 46,000円
  - (43) 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査 1件 26,000円
  - (44) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可の申請に対する審査
- ア 敷地の面積が0.1ヘクタール未満のもの 1件 6,900円
- イ 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 1件 18,000円

円

ウ 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 1件 39,000

円

エ 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 1件 69,000円

オ 敷地の面積が1ヘクタール以上のもの 1件 97,000円

(45) 市街化調整区域内における建築等の許可が不要となる宅地の確認の申請に対する審査

ア 宅地の面積が1ヘクタール未満のもの 1件 7,400円

イ 宅地の面積が1ヘクタール以上のもの 1件 12,000円

(46) 開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査

ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの 1件 1,700円

イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの 1件 2,700円

ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のもの 1件 17,000円

(47) 開発登録簿の写しの交付 用紙1枚 470円

(48) 都市計画法第29条第1項又は第43条第1項に規定する許可が不要であることの証明  
1件 4,600円

(49) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

ア 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イに規定する認定に係るもの 1件 86,000円

イ 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イに規定する認定に係るもの

(ア) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のもの 1件 86,000円

(イ) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 1件 130,000円

(ロ) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 1件 190,000円

(ハ) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 1件 260,000円

(ニ) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 1件 390,000円

(ホ) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 1件 510,000

円

- (キ) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 1件 660,000円
- (ク) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上のもの 1件 870,000円
- (50) 租税特別措置法に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査（宅地の面積が1,000平方メートル以上の場合）
  - ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの 1件 6,200円
  - イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件 8,600円
  - ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件 13,000円
  - エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件 35,000円
  - オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの 1件 43,000円
  - カ 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件 58,000円
- (51) 租税特別措置法に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査（宅地の面積が1,000平方メートル未満の場合）
  - ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの 1件 6,200円
  - イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件 8,600円
  - ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1件 13,000円
  - エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件 35,000円
  - オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの 1件 43,000円
- (52) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第20条の2第14項又は第38条の4第23項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件 31,000円
- (53) 租税特別措置法施行令第25条の4第2項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件 32,000円
- (54) 租税特別措置法施行令第25条の4第17項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査 1件 24,000円
- (55) 尼崎市屋外広告物条例（平成20年尼崎市条例第47号）第8条若しくは第18条第3項の規定に基づく屋外広告物等の表示若しくは設置の許可、同条例第13条第1項の規定に基づく変更等の許可又は同条第2項の規定に基づく許可の更新の申請に対する審査

ア はり紙・はり札 100枚（100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。） 300円

イ 看板並びに広告板及び広告塔によるもの（ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。）

(ア) 5平方メートル未満のもの 1枚又は1基 1,000円

(イ) 5平方メートル以上10平方メートル未満のもの 1枚又は1基 2,000円

(ウ) 10平方メートル以上15平方メートル以下のもの 1枚又は1基 3,000円

(エ) 15平方メートルを超えるもの 1枚又は1基 3,000円に15平方メートルを超える5平方メートル又はその端数ごとに1,000円を加えた額

ウ アーチによるもの 1基 4,000円

エ 宣伝車 1台 2,000円

オ アドバルーン 1個 800円

カ 電柱・街灯利用広告物 1個 300円

キ 標識利用広告物 1個 300円

ク 車体利用広告物 1個 300円（同一車体に7個以上掲出するとき又は1個の表示面積が3平方メートルを超えるものがあるときは、車体1台につき2,000円）

ケ 広告幕 1枚 300円

コ 立看板 1個 300円

サ のぼり・旗 1個 300円

シ その他の広告物 1枚、1基又は1個 300円

(56) 尼崎市屋外広告物条例第35条第1項の規定に基づく屋外広告業の登録又はその更新の申請に対する審査 1件 10,000円

(57) 尼崎市屋外広告物条例第36条第1項の規定により屋外広告業者登録簿に登録された事項の証明 1件 400円

(58) 尼崎市屋外広告物条例第49条第1項の規定に基づく講習会の受講料 1科目 2,000円

(59) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下この号から第62号までにおいて「計画」という。）の認定の申請（以下この号から第59号の4までにおいて「認定申請」という。）に対する審査（一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。）又は共同住宅等（同条第2号に規定する共同住宅等をいう。次号において同じ。）でその住宅（長期優良住宅法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この号から第63号までにおいて同じ。）の戸数が1であるもの（次号において「単一共同住宅等」という。）（第59号の3から第63号までにおいて「一戸建ての住宅等」という。）の新築に係るものに限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 申請書に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅



品質確保法」という。)第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書(以下この号から第61号までにおいて「確認書等」という。)の写しが添付されている場合 1件 16,000円

イ 申請書に確認書等の写しが添付されていない場合 1件 55,000円

(59)の2 認定申請に対する審査(複数住戸共同住宅等(単一共同住宅等以外の共同住宅等をいう。第59号の4から第63号までにおいて同じ。)の新築に係るものに限る。)次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 申請書に確認書等の写しが添付されている場合 当該認定申請のあった計画に係る住宅の存する建築物(長期優良住宅法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画(以下この号から第60号までにおいて「認定計画」という。)に係る住宅以外の住宅で当該認定計画に係る住宅の存する建築物内のものについての認定申請(以下この号から第59号の4までにおいて「後続申請」という。)に係るもの)にあつては、当該後続申請のあった計画に係る住宅。以下この号及び第59号の4において同じ。)について、次に掲げる床面積の合計(同時に複数の後続申請があつた場合は、これらの後続申請のあった計画に係る住宅の床面積の合計。以下この号及び第59号の4において同じ。)の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額(同時に複数の認定申請又は後続申請があつた場合は、当該額をこれらの認定申請又は後続申請のあった計画に係る住宅の戸数の合計で除して得た額(その額が10,000円未満である場合においてその額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを切り上げ、10,000円以上である場合においてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを切り上げる。第59号の4から第63号までにおいて同じ。)。以下この号において同じ。)

(ア) 200平方メートル以内のもの 1件 16,000円

(イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 28,000円

(ロ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 47,000円

(ハ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 90,000円

(ニ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 133,000円

(ホ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 193,000円

(ヘ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 326,000円

(セ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 405,000円

(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 485,000円

イ 申請書に確認書等の写しが添付されていない場合 当該認定申請のあった計画に係る住

宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額

(ア) 200平方メートル以内のもの 1件 55,000円

(イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 126,000円

(ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 203,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 411,000円

(オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 720,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 1,224,000円

(キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 2,260,000円

(ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 3,216,000円

(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 3,961,000円

(59)の3 認定申請に対する審査（一戸建ての住宅等（認定計画で住宅の新築に係るもの（次号から第61号の7までにおいて「認定新築計画」という。）に係るものを除く。）の増築又は改築（次号において「増築等」という。）に係るものに限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 申請書に確認書等の写しが添付されている場合 1件 21,000円

イ 申請書に確認書等の写しが添付されていない場合 1件 72,000円

(59)の4 認定申請に対する審査（複数住戸共同住宅等（認定新築計画に係るものを除く。）の増築等に係るものに限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 申請書に確認書等の写しが添付されている場合 当該認定申請のあった計画に係る住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額（同時に複数の認定申請又は後続申請があった場合は、当該額をこれらの認定申請又は後続申請のあった計画に係る住宅の戸数の合計で除して得た額。イにおいて同じ。）

(ア) 200平方メートル以内のもの 1件 21,000円

(イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 37,000円

(ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 61,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 114,000円

(オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 171,000円

- (カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 251,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 425,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 530,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 627,000円

イ 申請書に確認書等の写しが添付されていない場合 当該認定申請のあった計画に係る住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額

- (ア) 200平方メートル以内のもの 1件 72,000円
- (イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 168,000円
- (ロ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 269,000円
- (ハ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 542,000円
- (ニ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 955,000円
- (ホ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 1,628,000円
- (ヘ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 3,008,000円
- (ヘ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 4,284,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 5,270,000円

(60) 長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定計画の変更（以下この号から第63号までにおいて「計画変更」という。）の認定の申請（長期優良住宅法第9条第1項又は第3項に規定する場合におけるものを除く。以下この号から第61号の7までにおいて「変更認定申請」という。）に対する審査（認定新築計画に係るものに限り、次号から第61号の3までのいずれかに該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

- ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合 1件 9,100円
- イ 当該変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合 当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額（同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額）

- (ア) 200平方メートル以内のもの 1件 9,100円
- (イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 17,000円
- (ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 30,000円
- (エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 55,000円
- (オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 86,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 135,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 221,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 265,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 310,000円
- (6) 変更認定申請（申請書にその計画変更に係る住宅に係る確認書等の写しが添付されているものを除く。次号から第61号の6までにおいて「特定変更認定申請」という。）に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準（次号から第61号の6までにおいて「1号基準」という。）に適合するかどうかを判定するもの（一戸建ての住宅等（認定新築計画に係るものに限る。）に係るものに限る。） 前号アに定める額に1件につき38,000円を加えて得た額
- (6)の2 特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合するかどうかを判定するもの（複数住戸共同住宅等（認定新築計画に係るものに限る。）に係るものに限る。） 第60号イに定める額に、当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額（同時に複数の特定変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの特定変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額）を加えて得た額
- ア 200平方メートル以内のもの 1件 38,000円
- イ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 98,000円
- ウ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 156,000円
- エ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 320,000円
- オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 587,000円
- カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 1,031,000円
- キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 1,9

34,000円

ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 2,811,000円

ケ 30,000平方メートルを超えるもの 1件 3,477,000円

(6)の3 変更認定申請に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第2号、第5号又は第6号に掲げる基準（第61号の7において「2号等基準」という。）に適合するかどうかを判定するもの（認定新築計画に係るものに限る。） 第60号に定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加えて得た額

ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合 1件 7,000円

イ 当該変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合 当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額（同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額）

(ア) 200平方メートル以内のもの 1件 7,000円

(イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 12,000円

(ロ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 17,000円

(ハ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 35,000円

(ニ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 47,000円

(ホ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 58,000円

(ヘ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 105,000円

(ト) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 140,000円

(チ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 175,000円

(6)の4 変更認定申請に対する審査（認定新築計画に係るもの及び次号から第61号の7までのいずれかに該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合 1件 11,000円

イ 当該変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合 当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額（同時に複数の変更認定

申請があった場合は、当該額をこれらの変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額)

(ア) 200平方メートル以内のもの 1件 11,000円

(イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 21,000円

(ロ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 38,000円

(ハ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 67,000円

(ニ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 109,000円

(ホ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 173,000円

(ヘ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 285,000円

(ト) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 343,000円

(チ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 393,000円

(6)の5 特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合するかどうかを判定するもの（一戸建ての住宅等（認定新築計画に係るものを除く。）に係るものに限る。）前号アに定める額に1件につき51,000円を加えて得た額

(6)の6 特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合するかどうかを判定するもの（複数住戸共同住宅等（認定新築計画に係るものを除く。）に係るものに限る。）第61号の4イに定める額に、当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額（同時に複数の特定変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの特定変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額）を加えて得た額

ア 200平方メートル以内のもの 1件 51,000円

イ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 131,000円

ロ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 208,000円

ハ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 428,000円

ニ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 784,000円

ホ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 1,377,000円

ヘ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 2,583,000円

ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 3,754,000円

ケ 30,000平方メートルを超えるもの 1件 4,644,000円

(61)の7 変更認定申請に対する審査で、その計画変更が2号等基準に適合するかどうかを判定するもの（認定新築計画に係るものを除く。） 第61号の4に定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加えて得た額

ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合 1件 9,300円

イ 当該変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合 当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額（同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額）

(ア) 200平方メートル以内のもの 1件 9,300円

(イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 16,000円

(ロ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 23,000円

(ハ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 47,000円

(ニ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 62,000円

(ホ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 78,000円

(ヘ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 140,000円

(ト) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 187,000円

(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 234,000円

(62) 長期優良住宅法第6条第2項（長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合における審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 当該申出のあった計画又は計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合 第59号、第59号の3、第60号ア、第61号、第61号の3（同号アに係る部分に限る。）、第61号の4ア、第61号の5又は前号（同号アに係る部分に限る。）に定める額に、第1号に定める額に相当する額（当該計画又は計画変更により、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額。イにおいて同

じ。)を加えて得た額

イ 当該申出のあった計画又は計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合 第59号の2、第59号の4、第60号イ、第61号の2、第61号の3(同号イに係る部分に限る。)、第61号の4イ、第61号の6又は前号(同号イに係る部分に限る。)に定める額、第1号に定める額に相当する額を次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ)に定める数で除して得た額を加えて得た額

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 当該申出のあった計画に係る住宅の戸数の合計

(イ) 計画変更に係るものである場合 当該申出のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計

(63) 長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定に基づく計画変更の認定の申請(長期優良住宅法第9条第1項又は第3項に規定する場合におけるものに限る。以下この号において「変更認定申請」という。)に対する審査次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合 1件  
16,000円

イ 当該変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合 当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額(同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額)

(ア) 200平方メートル以内のもの 1件 16,000円

(イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 28,000円

(ロ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 47,000円

(ハ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 90,000円

(ニ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 133,000円

(ホ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 193,000円

(ヘ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 326,000円

(ト) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 405,000円

(チ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 485,000円

(64) 長期優良住宅法第10条の規定による同条に規定する認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査 1件 16,000円

(65) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第6条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録又はその更新の申請に対する審査



- ア 申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数（以下この号及び次号において「登録等申請戸数」という。）が10戸以下のもの 1件 25,000円
- イ 登録等申請戸数が11戸以上20戸以下のもの 1件 29,000円
- ウ 登録等申請戸数が21戸以上30戸以下のもの 1件 34,000円
- エ 登録等申請戸数が31戸以上40戸以下のもの 1件 38,000円
- オ 登録等申請戸数が41戸以上50戸以下のもの 1件 42,000円
- カ 登録等申請戸数が51戸以上70戸以下のもの 1件 50,000円
- キ 登録等申請戸数が71戸以上100戸以下のもの 1件 63,000円
- ク 登録等申請戸数が101戸以上のもの 1件 75,000円

(66) 前号に掲げる審査で、当該サービス付き高齢者向け住宅事業が次のいずれかに該当する場合におけるもの 前号に定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれアからウまでに定める額（アからウまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）を加えて得た額

ア サービス付き高齢者向け住宅の各居住部分の床面積が25平方メートル未満のものである場合又は各居住部分が台所、収納設備若しくは浴室を備えていないものである場合 次に掲げる登録等申請戸数の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額

- (ア) 登録等申請戸数が10戸以下のもの 1件 6,200円
- (イ) 登録等申請戸数が11戸以上20戸以下のもの 1件 6,900円
- (ウ) 登録等申請戸数が21戸以上30戸以下のもの 1件 7,600円
- (エ) 登録等申請戸数が31戸以上40戸以下のもの 1件 8,300円
- (オ) 登録等申請戸数が41戸以上50戸以下のもの 1件 9,000円
- (カ) 登録等申請戸数が51戸以上70戸以下のもの 1件 9,700円
- (キ) 登録等申請戸数が71戸以上100戸以下のもの 1件 11,000円
- (ク) 登録等申請戸数が101戸以上のもの 1件 12,000円

イ 家賃等の前払金を受領するものである場合 1件 6,200円

ウ 入居契約が賃貸を目的としないものである場合 1件 4,200円

(67) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この号から第71号までにおいて「新築等計画」という。）の認定の申請（以下この号から第68号までにおいて「認定申請」という。）（申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額）

ア 当該認定申請のあった新築等計画が一戸建ての住宅（住宅の用途に供する部分（以下この号において「住宅部分」という。）以外の部分が含まれないものに限る。以下この号から第70号までにおいて同じ。）に係るものである場合 当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

- (ア) 200平方メートル未満のもの 1件 7,000円
- (イ) 200平方メートル以上のもの 1件 7,500円

イ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に共同住宅等部分（一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分をいう。以下この号から第70号の3までにおいて同じ。）が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 12,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 28,000円

(ロ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 67,000円

(ハ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 104,000円

(ニ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 168,000円

(ホ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 238,000円

(ヘ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 373,000円

ウ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分（一戸建ての住宅以外の建築物の住宅部分以外の部分をいう。以下この号から第70号の3までにおいて同じ。）が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 12,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 22,000円

(ロ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 35,000円

(ハ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 104,000円

(ニ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 154,000円

(ホ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 201,000円

(ヘ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 243,000円

(カ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 357,000円

(67)の2 認定申請（申請書に住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（規則で定めるものに限る。第69号の2において「対象設計住宅性能評価書」という。）の写しが添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 当該認定申請のあった新築等計画が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一戸建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定

める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 1件 9,100円

(イ) 200平方メートル以上のもの 1件 9,600円

イ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 15,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 30,000円

(ロ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 69,000円

(ハ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 106,000円

(ニ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 170,000円

(ホ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 240,000円

(ヘ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 375,000円

(68) 認定申請に対する審査（前2号のいずれかに該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額（イからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）

ア 当該認定申請のあった新築等計画が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一戸建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 1件 40,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 1件 45,000円

イ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 77,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 130,000円

(ロ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 228,000円

(ハ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 318,000円

(ニ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 617,000円

(ホ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 1,0

65,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 1,958,000円

ウ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分が含まれる場合（当該非住宅部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準（以下「低炭素建築物基準」という。）に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 96,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 124,000円

(ロ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 163,000円

(ハ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 271,000円

(ニ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 347,000円

(ホ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 424,000円

(ヘ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 492,000円

(ト) 50,000平方メートル以上のもの 1件 656,000円

エ 当該認定申請のあった新築等計画の対象に非住宅部分が含まれる場合（ウに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 244,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 307,000円

(ロ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 397,000円

(ハ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 575,000円

(ニ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 703,000円

(ホ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 839,000円

(ヘ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 953,000円

(ト) 50,000平方メートル以上のもの 1件 1,209,000円

- (69) 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更（以下この号から第71号までにおいて「計画変更」という。）の認定の申請（以下この号から第70号までにおいて「変更認定申請」という。）（申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額（イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額）
- ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第67号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額
  - イ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額
  - ウ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額
- (69)の2 変更認定申請（申請書に対象設計住宅性能評価書の写しが添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
- ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第67号の2ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額
  - イ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号の2イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額
- (70) 変更認定申請に対する審査（前2号のいずれかに該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額（イからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）
- ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅に係るものである場合 当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第68号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額
  - イ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額
  - ウ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（当該計画変更後の新築等計画に係る非住宅部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素建築物基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額
  - エ 当該変更認定申請のあった計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合（ウに該当する

場合を除く。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号エ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(カ)までに定める額

(70)の2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の規定に基づく計画変更が同令第44条第2号に該当していることを証する書面(以下この号及び次号において「軽微変更該当証明書」という。)の交付の請求(以下この号及び次号において「交付請求」という。)(請求書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額(ア及びイに該当するときは、ア及びイに定める額の合計額)

ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第67号ウ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(カ)までに定める額

(70)の3 交付請求に対する審査(前号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(アからウまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)

ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合(当該軽微変更該当証明書に係る計画変更後の新築等計画が、当該新築等計画に係る非住宅部分の全体について市長が別に定める簡易な方法により低炭素建築物基準に適合している旨の判定に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号ウ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(カ)までに定める額

ウ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合(イに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第68号エ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(カ)までに定める額

(71) 低炭素化促進法第54条第2項(低炭素化促進法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第67号から第70号までに定める額に、第1号に定める額に相当する額(当該申出のあった新築等計画又は計画変更、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額)を加えて得た額

(71)の2 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー

消費性能確保計画（以下この号から第71号の5までにおいて「確保計画」という。）に係る省エネ判定の申請に対する審査（次号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額

ア 当該申請のあった省エネ判定が、当該省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号から第78号までにおいて同じ。）の全体について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「消費性能基準省令」という。）第1条第1項第1号ロに掲げる基準（以下「モデル建物法基準」という。）に適合するかどうかを判定するものである場合（当該非住宅部分の全体が工場、倉庫その他の規則で定める施設（以下この号から第71号の4までにおいて「工場等」という。）の用に供される場合に限る。） 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 32,000円
- (イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 46,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 118,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 168,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 216,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 260,000円
- (キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 379,000円

イ 当該申請のあった省エネ判定が、当該省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合するかどうかを判定するものである場合（アに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 119,000円
- (イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 158,000円
- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 264,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 339,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 415,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 482,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 644,000円

ウ ア又はイに該当する場合以外の場合（当該申請のあった省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分の全体が工場等の用に供される場合に限る。） 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 37,000円

(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 51,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 125,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 175,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 224,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 270,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 390,000円

エ アからウまでのいずれかに該当する場合以外の場合 当該申請のあった省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 300,000円

(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 388,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 563,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 689,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 823,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 935,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 1,187,000円

(7)の2の2 確保計画に係る省エネ判定の申請（認定建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物省エネ法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に記載された他の建築物（建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号から第76号までにおいて同じ。）に係るもので申請書に規則で定める書面



が添付されているものに限る。以下この号において同じ。) に対する審査 当該申請のあった省エネ判定に係る確保計画に係る非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める額

ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 22,000円

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 35,000円

ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 103,000円

エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 151,000円

オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 198,000円

カ 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 239,000円

キ 50,000平方メートル以上のもの 1件 352,000円

(7)の3 確保計画の変更(以下この号から第71号の5までにおいて「計画変更」という。)

があった場合における建築物省エネ法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく当該計画変更後の確保計画に係る省エネ判定の申請に対する審査(次号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額

ア 当該申請のあった省エネ判定が、当該省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合するかどうかを判定するものである場合(当該非住宅部分の全体が工場等の用に供される場合に限る。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(7)から(7)までに定める額

(7) 300平方メートル未満のもの 1件 22,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 32,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 46,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 118,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 168,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 216,000円

(キ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 260,000円

(ク) 50,000平方メートル以上のもの 1件 379,000円

イ 当該申請のあった省エネ判定が、当該省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非

住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合するかどうかを判定するものである場合（アに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル未満のもの 1件 93,000円
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 119,000円
- (ロ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 158,000円
- (ハ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 264,000円
- (ニ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 339,000円
- (ホ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 415,000円
- (ヘ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 482,000円
- (コ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 644,000円

ウ ア又はイに該当する場合以外の場合（当該申請のあった省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の全体が工場等の用に供される場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル未満のもの 1件 26,000円
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 37,000円
- (ロ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 51,000円
- (ハ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 125,000円
- (ニ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 175,000円
- (ホ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 224,000円
- (ヘ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 270,000円
- (コ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 390,000円

エ アからウまでのいずれかに該当する場合以外の場合 当該申請のあった省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

- (ア) 300平方メートル未満のもの 1件 238,000円

- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 300,000円
- (ロ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 388,000円
- (ハ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 563,000円
- (ニ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 689,000円
- (ホ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 823,000円
- (ヘ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 935,000円
- (ト) 50,000平方メートル以上のもの 1件 1,187,000円

(7)の3の2 計画変更があった場合における建築物省エネ法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく当該計画変更後の確保計画に係る省エネ判定の申請（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に係るもので申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 当該申請のあった省エネ判定に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからクまでに定める額

- ア 300平方メートル未満のもの 1件 12,000円
- イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 22,000円
- ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 35,000円
- エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 103,000円
- オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 151,000円
- カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 198,000円
- キ 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 239,000円
- ク 50,000平方メートル以上のもの 1件 352,000円

(7)の4 計画変更があった場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第11条の規定に基づく当該計画変更が建築物省エネ法施行規則第3条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面（以下この号及び次号において「軽微変更該当証明書」という。）の交付の請求（以下この号及び次号において「交付請求」という。）に対する審査（次号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額

ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更後の確保計画が、当該確保計画に係る非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合している旨の省エネ判定に係るものである場合（当該非住宅部分の全体が工場等の用に供される場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第71号の3ア(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(カ)までに定める額

イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更後の確保計画が、当該確保計画に係る非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合している旨の省エネ判定に係るものである場合（アに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第71号の3イ(イ)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(イ)から(カ)までに定める額

ウ ア又はイに該当する場合以外の場合（当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の全体が工場等の用に供される場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第71号の3ウ(ウ)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ウ)から(カ)までに定める額

エ アからウまでのいずれかに該当する場合以外の場合 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第71号の3エ(エ)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(エ)から(カ)までに定める額

(71)の5 交付請求（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に係るもので請求書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更後の確保計画に係る非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第71号の3の2アからクまでに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アからクまでに定める額

(72) 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号から第76号までにおいて「性能向上計画」という。）の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）（申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額（アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）

ア 当該認定申請のあった性能向上計画に係る申請建築物（建築物省エネ法第34条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この号から第76号までにおいて同じ。）が一戸建ての住宅（非住宅部分が含まれないものに限る。以下この号から第78号までにおいて同じ。）である場合 当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 1件 6,900円

(イ) 200平方メートル以上のもの 1件 7,400円

イ 当該認定申請のあった性能向上計画に係る申請建築物に共同住宅等部分（一户建ての住宅以外の建築物の住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をい

う。)をいう。以下この号から第78号までにおいて同じ。)が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 12,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 28,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 66,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 103,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 165,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 234,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 368,000円

ウ 当該認定申請のあった性能向上計画に係る申請建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 12,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 22,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 35,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 103,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 151,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 198,000円

(キ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 239,000円

(ク) 50,000平方メートル以上のもの 1件 352,000円

エ 当該認定申請のあった性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項(次号から第75号までにおいて「他の建築物の位置等」という。)が記載されている場合 当該性能向上計画に記載されている他の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額((イ)及び(ウ)に該当するときは、(イ)及び(ウ)に定める額の合計額)を算定した額の合計額

(ア) 当該他の建築物が一戸建ての住宅である場合 当該一户建ての住宅の全体について、ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める額

(イ) 当該他の建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体につい

て、イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(キ)までに定める額

(ウ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(ク)までに定める額

(73) 認定申請に対する審査（前号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからオまでに定める額（アからオまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）

ア 当該認定申請のあった性能向上計画に係る申請建築物が一戸建ての住宅である場合 当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 1件 37,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 1件 42,000円

イ 当該認定申請のあった性能向上計画に係る申請建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 74,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 126,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 222,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 310,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 604,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 1,045,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 1,923,000円

ウ 当該認定申請のあった性能向上計画に係る申請建築物に非住宅部分が含まれる場合（当該非住宅部分の全体について消費性能基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準（以下「モデル建物法誘導基準」という。）に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 93,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 119,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 158,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 264,000円

00円

(カ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 339,000円

(キ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 415,000円

(ク) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 482,000円

(ケ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 644,000円

エ 当該認定申請のあった性能向上計画に係る申請建築物に非住宅部分が含まれる場合（ウに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 238,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件 300,000円

(ロ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 388,000円

(ハ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 563,000円

(ニ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 689,000円

(ホ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 823,000円

(ヘ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 935,000円

(ト) 50,000平方メートル以上のもの 1件 1,187,000円

オ 当該認定申請のあった性能向上計画に他の建築物の位置等が記載されている場合 当該性能向上計画に記載されている他の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)から(エ)までに定める額（(ア)から(エ)までのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）を算定した額の合計額

(ア) 当該他の建築物が一戸建ての住宅である場合 当該一户建ての住宅の全体について、ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれア(ア)又は(イ)に定める額

(イ) 当該他の建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(キ)までに定める額

(ロ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合（当該非住宅部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該非住宅部分の全体について、ウ(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(ケ)までに定める額

- (エ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合（ウ）に該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の全体について、エ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれエ(ア)から(カ)までに定める額
- (74) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更（以下この号から第76号までにおいて「計画変更」という。）の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）（申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額（アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）
- ア 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に係る申請建築物（当該計画変更に係るものに限る。以下この号において同じ。）が一戸建ての住宅である場合 当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第72号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額
- イ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に係る申請建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額
- ウ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に係る申請建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(カ)までに定める額
- エ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に他の建築物の位置等が記載されている場合 当該性能向上計画に記載されている他の建築物（当該計画変更に係るものに限る。以下この号において同じ。）ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)から(カ)までに定める額（(イ)及び(ウ)に該当するときは、(イ)及び(ウ)に定める額の合計額）を算定した額の合計額
- (ア) 当該他の建築物が一戸建ての住宅である場合 当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第72号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額
- (イ) 当該他の建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額
- (ウ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(カ)までに定める額
- (75) 変更認定申請に対する審査（前号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからオまでに定める額（アからオまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）
- ア 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に係る申請建築物（当該計画変更に係るものに限る。以下この号において同じ。）が一戸建ての住宅である場合 当該一户



建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第73号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

イ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に係る申請建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

ウ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に係る申請建築物に非住宅部分が含まれる場合（当該非住宅部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額

エ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に係る申請建築物に非住宅部分が含まれる場合（ウに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号エ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(ク)までに定める額

オ 当該変更認定申請のあった計画変更後の性能向上計画に他の建築物の位置等が記載されている場合 当該性能向上計画に記載されている他の建築物（当該計画変更に係るものに限る。以下この号において同じ。）ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)から(エ)までに定める額（(ア)から(エ)までのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）を算定した額の合計額

(ア) 当該他の建築物が一戸建ての住宅である場合 当該一户建ての住宅の計画変更に係る部分の全体について、第73号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

(イ) 当該他の建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

(ウ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合（当該非住宅部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額

(エ) 当該他の建築物に非住宅部分が含まれる場合（(ウ)に該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号エ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(ク)までに定める額

(15)の2 建築物省エネ法施行規則第29条の規定に基づく計画変更が建築物省エネ法施行規則第26条第2号に該当していることを証する書面（以下この号及び次号において「軽微変更該当証明書」という。）の交付の請求（以下この号及び次号において「交付請求」という。）（請求書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。）に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額（ア及びイに該当すると

きは、ア及びイに定める額の合計額)

ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第72号ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額

(75)の3 交付請求に対する審査(前号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(アからウまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)

ア 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

イ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合(当該軽微変更該当証明書に係る計画変更後の性能向上計画が、当該性能向上計画に係る非住宅部分の全体についてモデル建物法誘導基準に適合している旨の判定に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号ウ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(ク)までに定める額

ウ 当該交付請求のあった軽微変更該当証明書に係る計画変更の対象に非住宅部分が含まれる場合(イに該当する場合を除く。) 当該非住宅部分の計画変更に係る部分の全体について、第73号エ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(ク)までに定める額

(76) 建築物省エネ法第35条第2項(建築物省エネ法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合における審査 第72号から第75号までに定める額に、申請建築物に係る第1号に定める額に相当する額(当該申出のあった性能向上計画(他の建築物に係る部分を除く。以下この号において同じ。)又は計画変更後の性能向上計画に、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあっては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあっては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額)を加えて得た額

(77) 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)(申請書に規則で定める書面が添付されているものに限る。以下この号において同じ。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額(イ及びウに該当するときは、イ及びウに定める額の合計額)

ア 当該認定申請のあった建築物が一户建ての住宅である場合 当該一户建ての住宅の全体について、第72号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又

は(イ)に定める額

イ 当該認定申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合 当該共同住宅等部分の全体について、第72号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

ウ 当該認定申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合 当該非住宅部分の全体について、第72号ウ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(カ)までに定める額

(78) 認定申請に対する審査（前号に該当するものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからカまでに定める額（ウからカまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額）

ア 当該認定申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合（当該一户建ての住宅の全体について消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(3)及びロ(3)に掲げる基準（ウにおいて「仕様基準」という。）に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該一户建ての住宅の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 1件 20,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 1件 22,000円

イ 当該認定申請のあった建築物が一戸建ての住宅である場合（アに該当する場合を除く。） 当該一户建ての住宅の全体について、第73号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)又は(イ)に定める額

ウ 当該認定申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合（当該共同住宅等部分の全体について消費性能基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に掲げる基準又は仕様基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該共同住宅等部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(キ)までに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 1件 37,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件 66,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 1件 126,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 1件 181,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1件 328,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 1件 533,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 1件 940,000円

エ 当該認定申請のあった建築物に共同住宅等部分が含まれる場合（ウに該当する場合を除く。） 当該共同住宅等部分の全体について、第73号イ(ア)から(キ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(キ)までに定める額

オ 当該認定申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合（当該非住宅部分の全体についてモデル建物法基準に適合するかどうかを判定する場合に限る。） 当該非住宅部分の全体について、第73号ウ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ウ(ア)から(カ)までに定める額

カ 当該認定申請のあった建築物に非住宅部分が含まれる場合（オに該当する場合を除く。） 当該非住宅部分の全体について、第73号エ(ア)から(カ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号エ(ア)から(カ)までに定める額

2 前項第1号の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

3 第1項第4号及び第7号の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

4 第1項第67号イ、第67号の2イ、第68号イ、第69号イ、第69号の2イ、第70号イ、第70号の2ア及び第70号の3アの共同住宅等部分（同項第67号イに規定する共同住宅等部分をいう。）並びに同項第72号イ及びエ(イ)、第73号イ及びオ(イ)、第74号イ及びエ(イ)、第75号イ及びオ(イ)、第75号の2ア、第75号の3ア、第77号イ並びに第78号ウ及びエの共同住宅等部分（同項第72号イに規定する共同住宅等部分をいう。）の床面積の合計の算定方法は、市長が別に定める。

（手数料の徴収時期）

第4条 手数料は、第2条第1項各号に掲げる事務の請求又は通知があつた際、当該請求者又は通知者から徴収する。ただし、市長が別に定めるときは、この限りでない。

（手数料を徴収しない場合）

第6条 国、地方公共団体その他規則で定める者から第2条第1項各号に掲げる事務（同項第1号から第39号の3まで、第62号及び第67号から第76号までに掲げるものを除く。）の請求があつたときは、手数料を徴収しない。

&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第93号	所 管	福祉課																																																				
件 名	権利の放棄について(災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利)																																																								
内 容																																																									
1	<p>権利の内容</p> <p>阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の借受人のうち、当該借受人の死亡又は収入及び資産の状況により、その償還が著しく困難であるものの連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権</p> <p>(1) 当該災害援護資金に係る貸付金の元金</p> <p>(2) 元金に係る利子</p>																																																								
2	<p>相手方及び放棄する債権額</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">相手方</th> <th colspan="2">放棄額</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>元金</th> <th>利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>■■■■■</td> <td>193,070</td> <td>3,440</td> <td>196,510</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>■■■■■</td> <td>190,398</td> <td>2,857</td> <td>193,255</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>■■■■■■■■■</td> <td>2,510,253</td> <td>153,289</td> <td>2,663,542</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>■■■■■■■■■</td> <td>459,572</td> <td>13,636</td> <td>473,208</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>■■■■■</td> <td>887,472</td> <td>48,543</td> <td>936,015</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>■■■■■■■■■</td> <td>1,309,365</td> <td>107,295</td> <td>1,416,660</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>■■■■■</td> <td>1,347,984</td> <td>90,720</td> <td>1,438,704</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>■■■■■</td> <td>1,499,138</td> <td>126,372</td> <td>1,625,510</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>8,397,252</td> <td>546,152</td> <td>8,943,404</td> </tr> </tbody> </table>					No.	相手方	放棄額		合計	元金	利子	1	■■■■■	193,070	3,440	196,510	2	■■■■■	190,398	2,857	193,255	3	■■■■■■■■■	2,510,253	153,289	2,663,542	4	■■■■■■■■■	459,572	13,636	473,208	5	■■■■■	887,472	48,543	936,015	6	■■■■■■■■■	1,309,365	107,295	1,416,660	7	■■■■■	1,347,984	90,720	1,438,704	8	■■■■■	1,499,138	126,372	1,625,510	合計		8,397,252	546,152	8,943,404
No.	相手方	放棄額		合計																																																					
		元金	利子																																																						
1	■■■■■	193,070	3,440	196,510																																																					
2	■■■■■	190,398	2,857	193,255																																																					
3	■■■■■■■■■	2,510,253	153,289	2,663,542																																																					
4	■■■■■■■■■	459,572	13,636	473,208																																																					
5	■■■■■	887,472	48,543	936,015																																																					
6	■■■■■■■■■	1,309,365	107,295	1,416,660																																																					
7	■■■■■	1,347,984	90,720	1,438,704																																																					
8	■■■■■	1,499,138	126,372	1,625,510																																																					
合計		8,397,252	546,152	8,943,404																																																					
3	<p>放棄の理由</p> <p>本件に係る権利を議会の議決を経て放棄した後、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、借受人の災害援護資金貸付金の償還を免除することで、当該償還を免除した金額に相当する額の兵庫県からの貸付金の償還が免除されるため。</p>																																																								



&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第94号	所 管	財務課
件 名	令和3年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	<p>議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。</p>				
2	<p>処分内容</p> <p>未処分利益剰余金1,474,639,047円のうち、当年度純利益1,074,639,047円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額400,000,000円は資本金へ組み入れる。</p>				
	(単位：円)				
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
	当 年 度 末 残 高	1,474,639,047			
	議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	△1,474,639,047			
	建設改良積立金の積み立て	△1,074,639,047			
	資 本 金 へ の 組 入 れ	△400,000,000			
	処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 0			





&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第95号	所 管	財務課
件 名	令和3年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
1	<p>議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。</p>				
2	<p>処分内容</p> <p>未処分利益剰余金 662,830,791 円のうち、当年度純利益 562,830,791 円は建設改良積立金に積み立て、建設改良積立金の取崩額 100,000,000 円は資本金へ組み入れる。</p>				
(単位：円)					
		未 処 分 利 益 剰 余 金			
当 年 度 末 残 高		662,830,791			
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額		△662,830,791			
建設改良積立金の積み立て		△562,830,791			
資本金への組入れ		△100,000,000			
処 分 後 残 高		(繰越利益剰余金) 0			



&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第96号	所 管	財務課										
件 名	令和3年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について														
内 容															
1	<p>議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。</p>														
2	<p>処分内容</p> <p>未処分利益剰余金 1,443,439,014 円を建設改良積立金に積み立てる。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">未 処 分 利 益 剰 余 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当 年 度 末 残 高</td> <td style="text-align: right;">1,443,439,014</td> </tr> <tr> <td>議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額</td> <td style="text-align: right;">△1,443,439,014</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て</td> <td style="text-align: right;">△1,443,439,014</td> </tr> <tr> <td>処 分 後 残 高</td> <td style="text-align: right;">(繰越利益剰余金) 0</td> </tr> </tbody> </table>						未 処 分 利 益 剰 余 金	当 年 度 末 残 高	1,443,439,014	議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	△1,443,439,014	建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て	△1,443,439,014	処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 0
	未 処 分 利 益 剰 余 金														
当 年 度 末 残 高	1,443,439,014														
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額	△1,443,439,014														
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立 て	△1,443,439,014														
処 分 後 残 高	(繰越利益剰余金) 0														



&lt;令和4年9月定例会&gt;

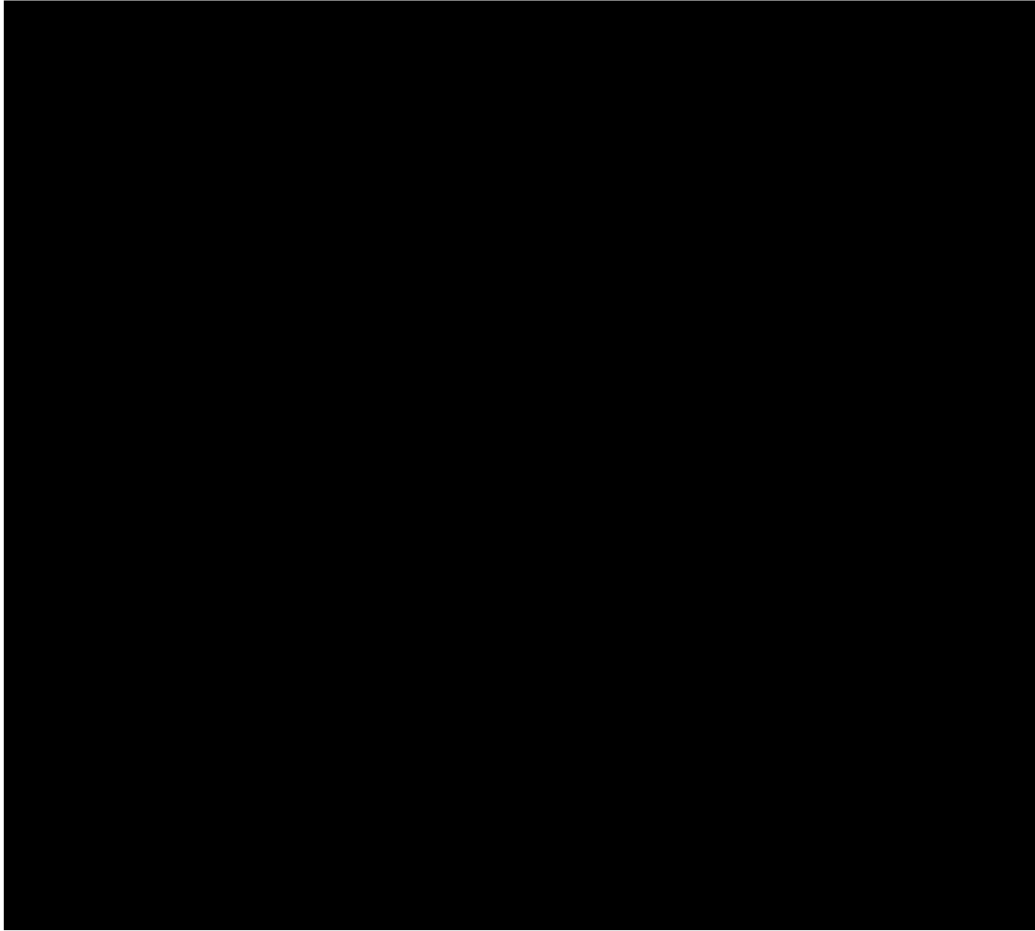
種別	その他	番号	議案第97号	所管	財務課 ボートレース事業部 経営企画課
件名	令和3年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について				
内 容					
<p>1 議決を求める理由</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、地方公営企業に生じた利益のうち、特定の用途目的を与えられていない未処分利益剰余金の処分は、条例又は議会の議決を経て行わなければならないとされていることから、その議決を求めるもの。</p> <p>2 処分内容</p> <p>未処分利益剰余金 11,017,993,976 円のうち、700,000,000 円は建設改良積立金に積み立て、3,056,640,412 円は一般会計へ繰り出し、建設改良積立金の取崩額 1,895,066,910 円は資本金へ組み入れ、残余については繰り越す。</p>					
(単位：円)					
					未 処 分 利 益 剰 余 金
当 年 度 末 残 高					11,017,993,976
議 会 の 議 決 に よ る 処 分 額					△5,651,707,322
建設改良積立金の積立て					△700,000,000
一般会計繰出金					△3,056,640,412
資本金への組み入れ					△1,895,066,910
処 分 後 残 高					(繰越利益剰余金) 5,366,286,654



&lt;令和4年9月定例会&gt;

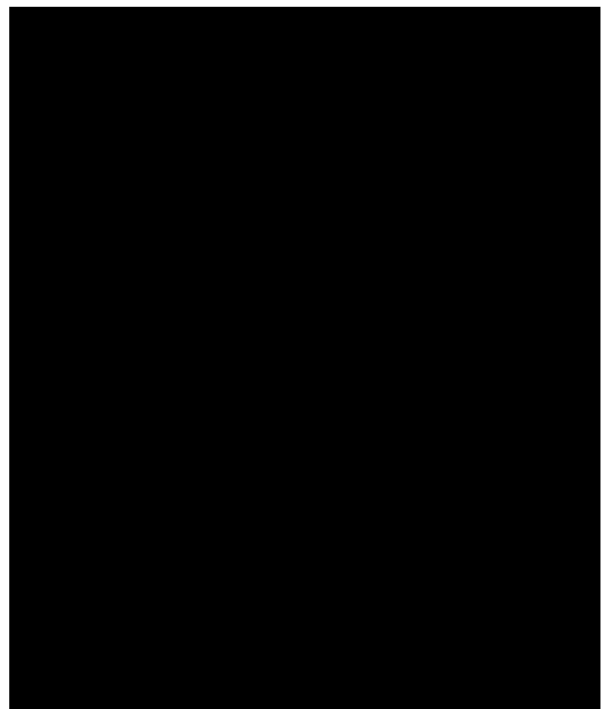
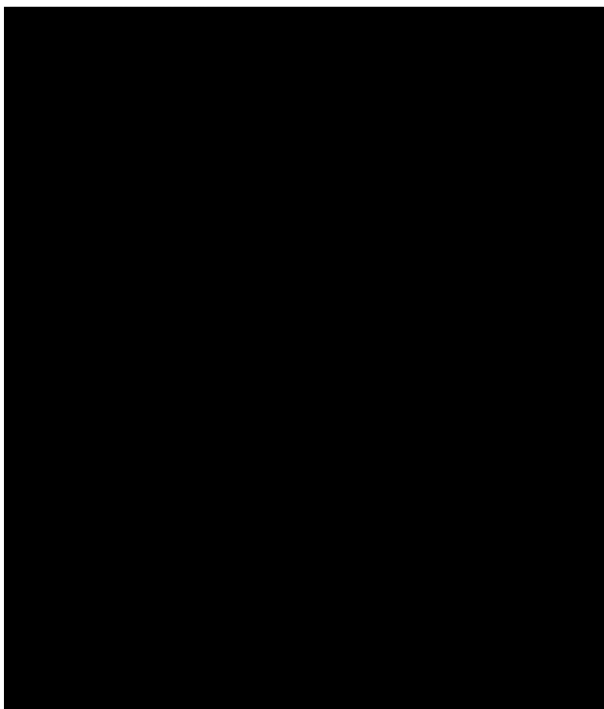
種 別	その他	番 号	議案第98号	所 管	道路課						
件 名	土地の譲渡について										
内 容											
<p>1 譲渡する理由</p> <p>本市が所有する土地の有効活用を目的として、本市が公簿面積での売買により取得した土地（裏面詳細図①の■■■■■の一部に、■■■■■氏（以下「■■■■■氏」という。）が所有する建物が占有している土地（以下「本件土地」という。裏面詳細図②の■■■■■）がある。本市は本件土地を、■■■■■氏に売り渡す方針であったが、■■■■■氏は本件土地の所有権を主張し、本市を相手方として訴えの提起を行った。</p> <p>その後、神戸地方裁判所尼崎支部から和解勧告があり、本市が■■■■■氏に本件土地を売り渡す和解案が示された。本市としては、本件土地は購入当初より■■■■■氏に売り渡す方針であり、購入時の価格と比較しても合意できる内容であると判断したため、この和解案に基づき、本件土地を■■■■■氏に売り渡す予定である。</p> <p>なお、和解案に基づく譲渡額が時価を下回ることから、本件土地の売り渡しは、地方自治法第96条第1項第6号の規定による適正な対価なくして財産を譲渡することに該当するため、議決を求めるもの。</p>											
<p>2 譲渡する土地</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">所 在</th> <th style="width: 20%;">地 目</th> <th style="width: 20%;">面 積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■■■■■</td> <td>宅地</td> <td>17.99</td> </tr> </tbody> </table> <p>(裏面位置図等参照)</p>						所 在	地 目	面 積 (㎡)	■■■■■	宅地	17.99
所 在	地 目	面 積 (㎡)									
■■■■■	宅地	17.99									
<p>3 譲渡の相手方</p> <p>■■■■■</p> <p>■■■■■</p>											
<p>4 譲渡価格</p> <p>50,000円</p>											
<p>5 参考（今後の予定）</p> <p>議決後、上記の和解案に基づく和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分を行う。</p>											

位置図



詳細図① (昭和43年7月分筆)

詳細図② (令和3年3月分筆)



注：詳細図中の※印の地番は市所有土地



&lt;令和4年9月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第99号	所 管	河港課
件 名	工事請負契約について（庄下川河川改修工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市小中島1丁目19番14号 園建工業株式会社 代表取締役 杉山 定浩				
2	契約金額 801,900,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付） 低入札価格調査制度適用案件（調査有）				
4	開札年月日 令和4年6月22日				
5	工事内容 河川改修工事 施工延長 318.6メートル オープンシールド工（河床の掘削） 築堤・護岸（護岸の改修）				
6	工期 契約締結の日から令和7年6月30日まで				

## 開札結果表

				開札年月日	令和4年6月22日
件名	庄下川河川改修工事				
落札者名	園建工業(株)	落札金額		729,000,000円	
予定価格	853,077,000円	調査基準価格	781,484,000円	失格基準価格	728,915,000円
入札者名			第1回入札金額(円)		
園建工業(株)	落札	729,000,000		※低入札価格調査	
杉本建設(株)		778,200,000			
高山建設(株)		797,140,000			
金山建設工業(株)		816,000,000			
(株)大永建設		820,000,000			
(株)鍵田組		870,000,000		※予定価格超過	
(株)金山組		辞退			
福田土木工業(株)		辞退			
(株)大城工業所		辞退			
(株)柄谷工務店		辞退			
栄和建設(株)		辞退			
(株)香山組		辞退			
(有)アオイ		未入札			
タカヤマ土木道路(株)		未入札			

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)